

会議名 決算特別委員会（第2日）

開催日時 平成21年10月6日 午前10時00分～午後4時50分

会場 第5会議室

1. 出席者

1番 幸前信雄、 3番 杉浦敏和、 5番 鈴木勝彦、  
8番 内藤皓嗣、 9番 神谷ルミ、 10番 寺田正人、  
13番 内藤とし子、 14番 井端清則、 17番 小嶋克文

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦辰夫、磯貝正隆、水野金光、岡本邦彦、神谷 宏、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、文化スポーツ GL

定額給付金 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、市民生活 G 主幹

税務 GL、税務 G 主幹、収納 GL

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL、保健福祉 G 主幹

こども未来部長、子育て施設 GL、子育て施設 G 主幹、こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL、地域産業 GL

政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、契約検査 GL、情報管理 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者

代表監査委員

議選監査委員

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記1名

6. 付託案件

認定第1号 平成20年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成20年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第10号 平成20年度高浜市病院事業会計決算認定について

7. 会議経過

委員長 ただいまより、一般会計、7特別会計及び2企業会計についての質疑を行ってまいりたいと思いますが、一般会計につきましては、歳入と歳出を分けて、質疑を行ってまいりたいと思います。一般会計の歳入は一括質疑とし、

歳出につきましては款ごとに分けて質疑を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入歳出一括にて質疑を行います。また、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また当局におかれましては、質疑に対し、適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。質疑に当たっては、主要成果説明書または決算書のページ数をお示しをいただき、マイクを使つての発言をしていただきますよう、あわせてお願いいたします。なお、質疑もれにつきましては、一般会計の質疑終了後の特別会計及び企業会計の質疑終了後に、質疑もれの部分について質疑を許可することといたしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めて、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、休憩中などで当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承をいただきたいと思います。なお、審査に入る前に当局より発言を求められておりますので、これを許します。

行政管理部長 お詫びと訂正でございますが、主要施策成果説明書で数字の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。273ページでございます、10款6項5目、生涯スポーツ費の(4)補助金です。2番目に、たかはまスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)事業費補助金、この中に、額として、カンマの位置がおかしい2,600万円がございます。正しくは、260万円でございますので、訂正のほうよろしくお願いをいたします。

《質疑》

認定第1号 平成20年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

<歳入>

問(17) それでは、3点ばかり質問をさせていただきます。主要施策の6

ページ、7ページですけれども、市税の不納欠損額が昨年度よりも約4,880万ほど減額になっておりますけれども、いろんなふうに対策を練られて思いますけれども、こういった対策が実を結んだのかということと、それから同じく収入未済額ですね、今度は去年に比べますと1億1,000万ほどふえております。これは当然、ひとつは不景気といいますか、それがひとつの大きな理由とは思いますが、ほかにどんな理由が考えられるか、もしあれば教えてください。それから、2点目ですけど、同じ主要施策の14、15ですけども、今回ですね、補助費の構成比が14.7%から18.0、金額も約4億7,600万、かなり、ほかのものと比べますと、突出しております、これ。15ページの負担金、補助及び交付金を見ても、やっぱりかなりふえております。こういった扶助費や補助費がふえた主な要因を教えてください。それから3点目ですけども、23ページの1番上にありますけれども、国有資産等所在市町村交付金、一応この言葉の説明と、それからですね、昨年度よりも土地において、約13,414㎡、これ減っておりますけど、どこの部分が減ったか、この3つについて質問をいたします。

答（収納） 主要成果説明書の6ページ、7ページにございます、最初の不納欠損のほうでございますけれども、不納欠損は平成20年度市税全体で514件ございました。2,380万3,319円。前年度と比較しまして、15件、欠損額では4,885万8,866円の減となっております。減の要因でございまして、18、19年度、固定資産税、都市計画税の不納欠損額の合計が連続して高額となっておりますが、これが大手企業4社の法人によるもので、法人の分だけで4,600万円ほどとなっております、うち3社につきましては、すでに破産の法人ということで執行停止、残りの1社についても財産処分が終了しており、事業活動を全く行っていないということで、徴収見込みがないため、無財産による滞納処分の執行停止で、不納欠損といたしております。この法人分の高額の不納欠損処理というのが20年度につきましては、なかったことから固定資産税のほうは799万1,400円となりまして、前年度比で4,390万円ほどの減額となっております。この不納欠損額の減の要因はこれが一番大きな要因と考えております。続きまして、収入未済額の増

でございますけれども、19年度と比較いたしますと、収入未済額では1億1,252万477円、29.2ポイントの増加となっております。従いまして、徴収率のほうは市税全体で0.5%の減となっております。20年度の市税全体の調定額では、前年度比較2.7ポイント増加というふうになっておりますけれども、収入済額では前年度比2.1ポイントの増加となっております。前年の19年度に比べまして、収入額は増となっているものの、調定の伸びに届いておらず、比較割合で0.6ポイントのマイナスとなっております。結果、調定額の増加が必ずしも実収入に結びついていないという結果になっております。こういった滞納の原因でございますけれども、個々のケース、いろいろに考えられますけれども、市税の現年度分で見ますと、徴収率が法人市民税の現年度分で99.9と、前年度対比で0%というのが最高で、軒並み前年度実績を下回っております。中でも、対前年度比マイナス2.2ポイントと一番大きく動いたのが個人市民税で、こういった個人市民税というのは所得税と異なりまして、翌年度の課税となりますので、前年に収入のあった方でも翌年にはリストラ、派遣切り等で職を変えられているケースというのは非常に多くございまして、ふるさとのほうへ帰ってみえる方、あるいは会社を転々としている方や求職中の方も多く、これが一番の大きな滞納の原因でございます。加えまして、税源移譲によりまして、税額自体が大きくなっておりますので、法定納期回数以上の分納希望の相談件数も非常に多くなっている。相談や、こちらのからの訪問にも出ていただけなくて、無視し続けるような新規の滞納者というのもふえておりまして、こういったことが大きな要因というふうに考えております。

答（行政管理部） 2点目の14ページですか、補助費等の増、それから15ページの負担金、補助及び交付金、これも増ということですが、これは連動をしております。補助費等で前年度と比べますと、4億7,600万ほど増となっておりますけれども、このうち、病院事業繰出金、補助金がですね、3億9,119万8,000円ということで、この同額が19の負担金、補助及び交付金、ここにおいてもふえておるという内容でございますので、よろしくお願ひします。

答（税務） それでは主要成果のほうの23ページ、国有資産等所在市町村交

付金の関係でございますが、まず概要を申し上げますと、この交付金につきましては、国、地方公共団体が所有する資産につきましては、原則固定資産税は非課税ということになっておりますが、その所有する固定資産の中で、他の者に使用させて賃借料等を徴収しているもの、こういったものは固定資産税にかわるべきものとして、それが所在する市町村に交付をされるものでございます。それで土地のほうの減の理由でございますが、県営住宅の中の葭池住宅分、この中の一部が民間企業のほうに売却をされたと、この面積が約12,490㎡あるということでございます。

問（3） 主要成果説明書の31ページ、国庫補助金のうちの道路のところの補助金ですけれども、平成19年度に比べて、46.4%の減となっておりますけれども、この内容についてまず教えていただきたいと思っております。

答（都市整備） ただいまの御質問でございますけれども、まず平成19年度の内容でございますけれども、この1億1,330万円につきましては、地方道路整備臨時交付金で神明社の弧線橋の耐震対策工事、これは名古屋鉄道さんがやっていたいておるんですが、こちらのほうに負担金として納めているものと、横浜橋、坂上橋耐震対策工事費等で金額のほうはじいてございまして、総補助金額が1億1,330万円という内容になってございます。平成20年度につきましては、同じく地方道路整備臨時交付金で前橋の改築事業費の負担金と高取西端線の道路用地等、それからまちづくり交付金のほうでございまして、人形小路の整備事業費、こちらのほうの金額合わせました6,068万5,000円となっております、内容といたしまして、あくまで事業費の確定による、事業費の内容による減ということでございます。

問（3） そのほかに国庫補助金の中で、同じページですけれども、大きく減になっている補助金としては、社会福祉費の補助金がございまして、こちらの部分だとか、総務管理費の補助金、あるいは児童福祉費補助金だとか、さらには小学校費の補助金、大きく増加している部分、これもございまして、この辺も教えていただきたいと思っておりますので、お願いします。

答（介護保険） それでは社会福祉費補助金の減額について、御説明申し上げます。平成19年度におきましては、地域介護福祉空間整備交付金ということ

で、小規模多機能施設の整備分が1,500万、エコハウスの整備分が8,400万、合計9,900万、入っております。それと、先進的事業支援特例交付金ということで、ケアハウスの改修とあと旧高浜北部幼稚園の改修整備で800万ということで、1,283万、入っております。本年度平成20年度はその分が入ってきておりませんので、減額となっております。

答（行政管理部） 総務管理費の補助金が大きく伸びておるといってございしますが、その理由といたしましては2つございします。1つは、前年度から繰越明許されたJAあいち中央高浜中部支店跡地施設改修工事及び改修工事管理委託事業にかかる充当財源分、3,000万円が20年度収入済額として計上されておるといことが第1点。もう一つが、定額給付金給付事業費等の補助金1,900万円が計上されたといことが大きな要因でございします。

答（学校経営） それでは小学校費の補助金が大きく伸びた理由でございします。平成20年度におきまして、高浜小学校、吉浜小学校の渡り廊下の耐震補強工事、これに伴います大規模改修事業補助金、これが433万6,000円収入がありましたけども、19年度については該当工事がなかったといものでございします。

問（3） 児童福祉費の補助金のところは、どうい感じですかね。

答（こども） 養成講座を行いまして、その関係で600万ほどふえております。収入といたしましては、児童環境づくり基盤整備事業費補助金といことで養成講座に対する600万円の収入を受けております。

問（1） 私は小嶋委員の発言とちょっとかぶるんですけども、7ページの市税の不納欠損額のところで、理由はわかったんですけども、これといのは債権管理条例の関係って絡んできているんでしょうか。

答（収納） 基本的には考え方は管理条例が絡んでまいります。ただ、税ですんで、地方税法に準じて不納欠損処理を行っております。厳密に言いますと、管理条例自体は今年の4月からいことになりますので、これは管理条例ができる前に地方税法の適用で不納欠損処理をさせていただいております。

問（1） といことは、今年度もし不納になるとい判断をした場合、会計上の帳簿から落としたりされますよね、きっと。そうなってくると、その数字

が来年度のもしこの決算の時に出てくると、管理上前年と比較してもわかりにくいと、管理ベースが変わるという意味合いで考えてよろしいでしょうか。

答（収納） 不納欠損処理というのは、現年と滞繰、両方出てまいりますけども、請求そのものをなくすという、その債権について請求権自体をなくすという行為でございますので、来年のこの欠損額というのは来年度の末の3月にやりますけども、その分につきましては調定のほうからマイナスするというようなこととなります。予算額ではなく、調定額のほうからマイナスをして、それで残ったことが収入未済ということになります。

問（1） ということは、しつこいようですけども、税の徴収係の頑張りが見れるようになるのは、来年から見れるようになるということですか。

答（収納） あの頑張りをどういうふうに見るかということもございまして、どちらかいうと頑張りというのは、この不納欠損というのは先ほども申し上げましたように、調定から落とすというような作業になってまいりますので、その時点で私どもは徴収権をあきらめるということになります。ですから、その前の段階で、訪問あるいは督促、そういった調査、そういったものをやり尽くして、なおかつどうにもならないようなものを不納欠損しているというような考え方でございまして、頑張りの部分で増に持っていこうという形になるようなものについては、その途中の経過の中で差し押さえ等が財産があれば発生しますので、そういったところが収納グループの頑張りのところだと思います。

問（1） ちょっと飛んで申し訳ないんですけども、37ページ、雑入のところで美術館の収入、これが平成18年、19年と比べると200万ほど減ってるんですけども、この理由は为什么呢。

答（文化スポーツ） 美術館収入でございます。これにつきましては、この美術館収入の主なものとしましては、実費徴収金ということで、美術館の陶芸教室の実費徴収金が主なものでございます。昨年10月から指定管理制度に移行しまして、利用料金制に移行したことに伴いまして、20年度の歳入につきましては、半期分ということで半減する形となっております。

問（13） ページ21ページですが、個人市民税が昨年からですと、2億ほ

どふえていると。で、法人市民税も若干ふえているということなんですが、これ5年前、10年前と比べてみたんですが、5年前ですと個人市民税が17億と、法人市民税が7億と。10年前だと20億とかということになってくるんですが、市税が約2倍以上ふえていて、法人は3億ふえただけと。この間、定率減税が廃止になって個人の負担はふえましたけども、法人のほうは、定率減税なくて、そのまま来ているわけですが、減額が引き続きされてまして、ということで、どういうふうにその辺りを分析してみえるのかということをお聞きしたいと思います。

答（税務） まず、個人の住民税につきましては、御案内のとおり、平成19年度に税源移譲というのがございまして、ここで約5億くらいの増があるという要因がございまして。それで、法人市民税のほう、これは景気の変動によって、その納税額というのはかなり変わります。今年度といいますか、20年度におきましては、上半期まで堅調な経済情勢であったというようなことから、過去最高の調定額を上げることができたということがございまして、特に今年度においてはそれが約5分の1程度になってしまうというような状況もございまして、法人税、法人関係のほうに定率減税があるというような御指摘もございまして、実際世界的な実効税率の差を申し上げますと、昨年1月にドイツが法人税率を引き下げたというようなことがありまして、アメリカと並んで日本は世界でもかなり高いほうに位置づけられておるといようなことがございまして、そのあたり御理解をいただきたいと思っております。

問（13） ドイツなんかは法人税下げたということですが、もともと法人税が日本では下げられていて、その上個人の場合は定率減税がなくなるし、ということでは税の公平性の上からも大変問題があるんじゃないかと、不均一課税だとか超過課税だとか方法もあるわけですから、市民税の超過課税を採用することが特に今、厳しい時代ですから、求められていると思うんですが、そういう検討をされているのかどうか、近くでは、知立市なんかは超過課税なんかやっておられますが、ほかの自治体でも個人と法人の格差を是正するためにも、こういう不均一課税だとか超過課税だとか採用してみえますので、ぜひ採用されるべきだと思うんですが、その点どうでしょうか。

答（税務） 超過課税というものがですね、個人と法人の差を埋めるためにあるというものでは全くないというふうに認識をいたしております。その市が超過課税を選択するという事は、特別な財政需要があるということが要件とされておりますので、その個人と法人との調整のところで法人に対する超過課税を使うというようなことは一切考えておりません。

問（13） 先日的一般質問でも市長が自主財源の確保に努めると発言されておられますが、こういう点ではどのように確保に努めるのかお考えをお聞かせください。

答（税務） 先ほど申しあげましたように、高浜市においても将来的にですね、特別な財政需要があつて、それが継続する間、超過課税を選択するという事を否定するものではございませんが、先ほど申しあげましたように、特別な財政需要というのはどういうものか、これは見極める必要もございまして、ただ、漫然と超過課税を行つていかないと予算が組めないというようなことはあつてはならない、どこかに身の丈にあつていない歳出予算があるというところに視点を置いて、財政の改革に努めるべきだというふうに考えております。

問（13） 先ほどの市長の件ですが、どのように考えてみえるのでしょうか。

答（行政管理部） 自主財源の確保ということでございます。今、まさに実施計画のほうでですね、その厳しさというものを今ひしひしと感じておるわけでございますが、今、グループリーダーが申しあげた点も大変重要でして、歳出、ひとつは歳出をどういうふうに見直していくのか、これがおそらく国でもやっておる事業の仕分けというのが大きな視点になろうかと思ひます。こういう作業をする中で、もう一方で歳入についてももう一遍、それはやはり厳密にですね、取れるものはあるのかないのか、そういうところをですね、見極めていきたい。いろいろな角度から、私どもとしては、それは調整をし、自主財源の確保に努めていきたいというふうに思つております。

問（13） 特別の入り用がある場合にやる可能性があるというお話ですが、高浜市は県下一高い介護保険料になってます。これもいろんな介護関係の施策を全部一緒にして出してますから、市としての福祉施策に変えれば、県下一高いというような保険料のあれはなくなると思ひますし、資料いただきましたら、

資本金10億円以上の企業数で見ますと、増収見込みが1億1,633万6,000円ということが出てました。こういう面からいってもね、いろんな施策ができるわけですから、ぜひこの自主財源の確保ということについては考えていただきたいと思います。それから不納欠損と収入未済額の問題については、決算書のページ、89ページに載ってますが、この問題で個人市民税が税源移譲があったりして、かなり金額的にふえて大変厳しい生活になっているわけですが、この問題も今の問題と絡んで個人市民税がふえてきてますので、大変厳しい状況になっておると思います。この面でいろいろ取り組みをしてみえると思うんですが、これまでとどんな違いを感じてみえるのかということと、それからほかの税だとか市営住宅の家賃だとかいろんな重複して滞納される場合もあると思いますが、どういう順番で徴収されるのかお示してください。

答（収納） 先ほど市税の滞納のほうの要因等ございまして、そこでも少し述べておりますけども、個人市民税、特に収納率が下がっております、その中で先ほど申し上げましたけども、税額自体が大きくなっておりますので、普通の納付期限、市民税ですと年4回になりますけども、そういったものがなかなかその回数で払えないという方の納税相談、それが非常に多いです。それは一員としましては、市民税が現年課税と申しまして、前年の所得によって課税されますので、所得税の年末調整と違い、一年遅れで課税されるということがございまして、収入はあったんですけども、翌年にはその分についての蓄えがないというような状況でございまして。それとあと、就労関係ですね、そういったところの悪化ですね、そういったものを原因として、納税相談とかが多い形になっております。それと重複の関係でございまして、その方によって違いますし、私どもの収納の額等を考えまして、基本的には個人の方の御希望といたしますか、どこへ入れるんだというのを優先しますけども、市税に入れてほしい、あるいは住宅ローンに入れてほしい、そういった話は当然させていただきます、一義的にはその納税者の方の御希望によってそちらのほうへ収納するような形を取っております。

答（税務） 先ほど委員のほうから、法人市民税のほうで超過課税をやって自主財源を確保せよということで、確かに20年度の決算におきましては、10

億円以上の法人への不均一課税を導入をすると1億1,600万余の財源ができるということですが、今年3月、21年度の当初予算のところの資料でいきますと、これが993万7,000円ということで、1,000万にも満たないというようなことですが、当然、その特別な財政需要に対応するような安定した財源ではないということもぜひ御理解いただきたいというふうにあります。

問(13) 特別な財政需要に当てはまらないというお話ですが、特別な財政需要にいくらぐらいあれば財政需要に当てはまるということと言われるのか、1億に近いお金が増収できるわけですから、その分を市のいろんな施策に振り分けるといいますか、持っていくということはできると思うんですが、その点でお願いをしたいと思います。それからページ23ページですが、固定資産税が39億5,200万で、1,300万ほど減っていますが、なぜかというのと、都市計画税が7億4,712万、これ固定資産税と合わせて負担が大変大きいために、各地で都市計画税の軽減が実施されてますが、このあたりでは一色町だとか碧南市でも下げていると思いましたが、そういう点で高浜でも検討しているのかどうか、お示ください。

答(税務) 今私ども都市計画事業費というのが都市計画税をまだ大きく上回っておるとというのが状況でございます。ちなみに都市計画税が都市計画事業費に充当する割合が69.4%というような状況でございますので、このような状況が続く限り、税率を引き下げるという考えはございません。

問(13) ページ29ページをお願いします。11款の分担金及び負担金のところで、社会福祉費負担金がふえて、児童福祉費負担金とか幼稚園費負担金が減ってますが、また保健体育は同じぐらいなんですが、これ内容についてお示ください。

答(子育て) まず児童福祉費負担金については、1億4,700万余りと前年度と比較して下がっておりますが、こちらについては保育料、公立4園、よし池、高浜南部保育園の保育料です。こちらについて、減額になった大きな理由としましては、まず全体での保育園の園児数が減ったことと、もう一点大きいものがありまして、第3子無料化、こちらのほうにつきまして、6園で90

0万ばかりふえている、こういったことがありまして、全体的に保育料が下がっているという状況です。続きまして幼稚園費負担金につきましては、スポーツ振興センターの保険料の自己負担分ですが、幼稚園児数が減ったことにより、減額となったものですので、よろしく申し上げます。

答（学校経営） 保健体育費負担金でございますが、これは日本スポーツ振興センターの保護者負担金ということで児童生徒数がふえたことによる増でございます。

答（保健福祉） 社会福祉費負担金ですが、こちらのほうは老人福祉施設措置費負担金ということで、養護老人ホームのほうに措置をしております、入所してみえる方、それから扶養してみえる方から徴収をさせていただく負担金になっておりまして、19年度は18人措置をしておりますが、20年度は19人ということで、1名増による増になっております。

問（13） 社会福祉費負担金の養護老人ホーム、これは全部で何名措置できたのかどうか、ちょっとそこをお示してください。

答（保健福祉） 高浜の養護老人ホーム高浜安立、こちらのほうが年間で18名の方、それから養護老人ホーム福寿園、これは田原にあります、1名の方、それから碧南市養護老人ホーム、こちらが1名、それで20名ということになります。あと特別養護老人ホームの高浜安立のほうに1名措置をさせていただいております。

問（13） 30ページの手数料のところですが、清掃手数料が減ってますが、これはし尿処理の関係なのか、浄化槽の清掃の関係なのか、可燃ごみの関係なのか、ちょっとお示してください。それから、次に31ページの委託金のところですが、戸籍住民基本台帳の委託金が715万3,000円出てますが、これはどのような費用なのか、社会福祉費委託金と合わせてお示してください。

答（市民生活） 清掃手数料2,768万7,100円でございますが、内訳といたしましては、浄化槽の清掃業許可手数料、こちらが1万円、廃棄物埋め立て処分場の手数料、こちらが10万1,000円、廃棄物の埋め立て処分の手数料、こちらが11万円、一般廃棄物処理業の許可手数料、こちらが11万円、一番大きなものとしたしましては、次に申し上げます可燃ごみの処理手数

料ということで、指定袋のお買い上げいただく、そういった手数料が2,544万8,100円と、あと粗大ごみの収集運搬につきまして、201万8,000円という状況でございます。

答（市民窓口） 31ページの委託金でございます。まず戸籍住民基本台帳費委託金ですが、これは外国人登録の関係の事務を行う部分についてですね、国のほうからいただける委託費でございます。また社会福祉費委託金につきましては、国民年金事務の関係に関わるところの委託費ということになっております。

問（13） 33ページお願いします。15款の財産収入ですが、この中に不動産の貸付収入というのが出てきますが、4,852万851円となっておりますが、この中に日福大の地代といたしますか、家賃が入っているかと思うんですが、それでいいのかどうか、まずお示してください。

答（行政管理部） この不動産貸付収入のところに、日本福祉大学高浜専門学校の貸付に関する費用は入っておるかということですが、当然ここに入っております。

問（13） そうしますと、2,400万でしたか、入ってるということだと思うんですが、契約が平成8年にされて、28年まで20年間の契約だったと思うんですが、来年の3月で日福大のほうはやめられるというお話ですが、途中解約の場合、どのような取り扱いになっているのか、その後の計画についてもどういうふうになっているのか、その間、賃貸契約がどういうふうになっているのか、お示してください。

答（福祉部） 日本福祉大学の3階部分でございますが、契約につきましては、内藤議員御指摘のありましたように、平成8年から平成28年の3月31日まで20年間ということで契約を結んでおるわけですが、契約書の中では経済状況の変動等により状況が変わってきた場合は、甲乙、私どもと日本福祉大学との協議の中で進めてまいるというふうになっております。そこで、ただいま3階の校地利用につきましては、本年10月を最終調整の段階ということで、ただいま検討をさせていただいておるところでございます。

問（13） 28年まで契約があつて、協議して進めるというお話ですが、要

するに途中解約になるわけですよ。その今後どういうふうにするかというのは別にしても、どのように契約を打ち切るのか、お示してください。

答（福祉部） 基本的にはですね、現在の契約は高浜専門学校の校舎という形で契約をさせていただいておりますので、この専門学校が廃止されるということで、私どもといたしましては日本福祉大学との官学連携、新たな方向性を考えていきたいというふうに考えております。

問（13） 高浜にしてみれば、28年まで地代が入ってくると考えていたと思うんですが、その点でどういうふうに日福大との契約を打ち切りにされるおつもりなのか、その点をお聞きしてるんですが。

答（福祉部） ただいまの御質問につきましては、私ども一応、事務担当レベルというんですか、福祉部あるいは日本福祉大学の事業部との調整でありまして、今後はトップレベルの話になっていくかということで、現段階では先ほども申しておりますように、新たな事業展開について、調整をしているということでございます。

問（13） わかりました。今後はトップレベルの協議になっていくとのことですが、ぜひ高浜市としてきちんとその点での協議をしていただきたいと思います。次のところで、基金利子が1,534万1,485円出てますが、104.2%増加してるわけですが、これの説明をお願いします。それから、その下の財産売払収入のところでは土地の売払収入の主な内容と物品売払収入の主な内容について、お示してください。

答（会計管理者） 基金利子の関係につきましては、私のほうから御説明申し上げたいと思います。平成19年度については、751万3,377円に対して、平成20年度は1,534万1,485円ということで、104.2%増加をさせていただいておりますが、内容につきましては、平成19年度に資金が15億4,421万6,668円を運用させていただいた利息が751万3,377円、それと20年度につきましては21億2,652万3,457円を運用させていただいた利息が1,534万1,485円ということで増加をしておると、基金の元金が増加をした関係で利息もふえているということでございます。

答（計画管理） ただいまの土地の売払収入の御質問でございますけども、内訳といたしましては、道路、水路等、これは用途廃止といたしまして、不要となったものですね、使う必要がなくなったものをその土地の隣地の方等々に処分をしたものとですね、それと愛知県に対しまして、今、主要地方道西尾知多線の道路拡幅工事が進んでおりますが、その部分で道路用地として、売却処分をしたものでございます。

答（13） 物品売払収入については、今、お話がありませんでしたが、主な内容についてお示しいただきたいというのと、ページ34ページに17款で基金の繰入金、3億7,038万8,454円ありますが、この中でまちづくりパートナーズ基金の繰入金が5,487万2,808円と去年の倍以上にふえてますが、これはどういう理由によってふえたのか、また、この活用についてはどのようになっているのかお示してください。

答（地域政策） まちづくりパートナーズ基金の繰入金の活用につきましては、市民公益活動支援事業と地域内分権推進事業という事業に使わせていただいております。ふえた理由といたしましては、20年度から協働事業のハード整備費事業というのが立ち上がりまして、この分が1,995万円ふえています。これが大きな要因でございます。

答（文化スポーツ） 33ページ物品売り払い収入のお尋ねでございます。これにつきましては、美術館の図録等の売り上げでございますが、展示会の企画が異なることから、図録の売り払い収入等、計上し、減額となっているものでございます。

問（13） 35ページの繰越金の関係ですが、8億1,504万1,931円、繰越金がふえていますが、これはもっと差し迫ったといいますかね、施策に活用すべきじゃないかと考えますが、どのような検討をしてみえるのかということと、次に37ページの雑入で保育園収入がありますが、これは一時的保育なのかどうかということと、児童クラブ収入が1,348万6,000円載っていますが、生活保護家庭であずけている子はいるのかどうかということと、一人親家庭の助成についてぜひ考えるべきだという問題と、一人親家庭の子供で複数あずけている子供はどれくらいいるのかという点で、お示しを願

いします。

答（行政管理部） 35 ページの前年度繰越金についてでございます。額がある意味では多いのではないのか、それにどのようなものに活用するのかという意図であろうというふうに思いますけども、何度も議会でですね、答弁をさせていただいておりますけども、この標準財政規模に対して5パーセント前後あたりがですね、必要ではないのかと、望ましい形というふうに言われております。また、昨今の国の状況等を考えますと、ちょっと不透明な部分ありますけども、この繰越金というは、まさしく、紐付きでない、自由に使える財源ということになります。したがってまして大きな観点、また、前言いましたように、事業の仕分け等行っていきますので、必要なところに、こういった繰越金をあて込んでいく、そういう考え方を持っておりますのでよろしく願いをいたします。

答（子育て） まず、保育園収入の関係ですが、この保育園収入の中に一時保育が入っております。減額になった理由ですが、平成19年度に比べて200万ばかり一時保育のほうが減額となっております。なお、平成18年度が平成20年度と同様ですので、19年度は高くて20年度にまた元に戻ったという感じであります。続きまして、児童クラブですが、生活保護世帯、平成20年度におきましては、2世帯あったと記憶しております。委員お話のとおり、減免規定としては生活保護世帯の減免は設けておりますが、一人親世帯の減免は設けておりません。こちらについては、一人親世帯に対しては、とりわけ入会の中で一人親世帯は優先順位の中で優先的に点数を加算して入会をしていただいているという状況でありますので、入会にあたっての減免規定を考えてはおりません。

問（13） 一人親家庭で何人くらいというか何世帯くらいが複数あずけているのかお示しをいただきたいというのと、雑入が9,381万8,364円ありますが、この内訳の主なものはどういうものがあるかお示してください。

答（子育て） 一人親世帯ということで、兄弟入園までは、ちょっと把握しておりませんが、全体の中で母子家庭が49世帯、父子家庭が5世帯ということで、平成21年4月1日の状況ですのでよろしく申し上げます。

答(行政管理部) 37ページの雑入の主な内訳はということでございますが、資源ごみ回収の収益金が2,000万ほど入ってますね。それから市町村振興協会基金交付金、これも2,100万ほどあります。それから、後期高齢者医療広域連合受託事業収入が1,200万ほど入っておるとというのが主だった内容でございます。

問(13) ぜひね、一人親家庭の子供に対する助成事業をやっていただきたいと思うんですが、この点で高浜はいっこうにやる方向が出てきませんが、ぜひ、今医療費の無料化だとかいろんな問題が子育て支援でやられています。ぜひ、この問題でも善処していただきたいと思います。雑入の関係ですが主なものはわかりましたが、この雑入のところで弁償費が入っています。弁償費が載っていて昨年まで載っていた、職員の給食費実費収入が載っていないんですが、これは、なにを基準に載せるのかというのをちょっとお示しいただきたいと思います。

答(行政管理部) 雑入は、19、諸収入、雑入の雑入ということですから、まさに入れる項目のないところをこの雑入で受け入れておるという理解ですのでよろしく願いいたします。

問(13) それはわかるんですが、この弁償費が3,750円載ってて、昨年まで載っていた職員給食費のあれが載っていないんですが、この載せる順番とといいますか、理由とといいますか、これは何を基準に載せてみえるのかとちょっとお聞きしたいのですが。

答(税務) 弁償費の3,750円でございますが、これは税務グループのほうでやっております、軽自動車の関係原動機付自転車ですか、そのナンバーをですね、棄損をされたり、あるいは紛失されたという方に対して1件当たり150円をいただいておりますというのがございまして、それが25件あったというものでございます。

答(行政管理部) 雑入の区分、順番についてはですね、前年度と比較してですね、見やすいように並べておるといふふうに理解をしておりますのでよろしく願いします。

問(13) これ、金額の多い少ないで載せてるわけではないと思うんですよ

ね、3,750円が、値段は別ですけど、金額が少ないですから。この何を基準にここは載せているのかというのがわからないもんですから聞いているんですが、お示してください。

答（行政管理部） 何を基準ということですが、最初に申し上げましたように雑入として受け入れる、単にですね、受け入れる項目がないものについてこの雑入で受け入れておるということでの理解でよろしくお願いします。

問（13） ちょっと答がまだ納得いきませんが、これについてはまた後でお聞きしたいと思います。これで歳入のほうは終わります。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

<歳出>

1款 議会費

質 疑 な し

2款 総務費

問（9） 2款総務費、成果説明書から64ページ、それと78ページ。2件について質問します。1の総合住民情報管理事業で1億円あまりの事業が掲載されて成果が説明されていますけども、市民感情といいますか、1億円以上もかかっている事業に対してこれは、なにを買いました、ソフトとかメモリーの後はパッケージのやりましたという事業が羅列してあります。それについてですね、事業仕分けをやるということですので、この事業に対する成果、説明ができないような、書き方というかわからなかったんですね、これ読んでいて。やっぱりやった事業に対して費用対効果をみるのはやっぱりこの部分の積算になる数字が出ていない。それと同じく78ページのほうですけども、市税賦課支援事業ですか。これも全部一式空中写真撮影とか、土地評価のものも全部一式いくらと普通は書かれると思うんですけども、一式、一式、一式と全部書いてあるだけでその個々に対する事業の説明がやっぱり事業をしたというならやっ

ぱりそれにお金がかかります。費用がかかります。でしたら、ここまで主要成果で説明で情報開示されるなら、ぜひ積算金額をお示ししていただけないかなと思いますがいかがでしょうか。

答（行政管理部） 64ページ、総合住民情報管理事業、1億を超える金額を要しているのに積算根拠等が示されていないというような御指摘でございます。実は、この情報管理の事業の大半を占めますのは委託料でございます。今回、前年度と比較をしてもですね35.1パーセントとソフトウェアの開発修正の委託料がアップをいたしております。で、その内容がですね、例えばコンビニ収納導入に伴う総合住民情報システムの修正業務委託、これが2,677万5,000円とか、それから年金特別徴収制度に伴う総合住民情報システムの修正業務委託1,176万円とかいった大きな額が載っておるわけですが、この成果というものは今申し上げましたように、それぞれ例えば、税務、収納のほうでですね、コンビニ収納によってどれだけ効果が表れてきたのか、あるいは、年金関係でもですね、これは国の制度に基づいて行っていくわけですが、この辺りをどういうふうに評価していくのかという問題もあろうかと思いますが、そもそもこの電算管理につきましては、基幹業務といわれる今言いましたように、他にも法人市民税システムの修正であるとか、それから固定資産税評価システムに伴うシステム修正とかいった様々な修正内容がございます。これの成果は効果というか、国の制度が変われば当然、システムを修正していかなければならない、そういうことでございますので、逆に言えば、国の制度が変わり、その運用を正しくしていくために、やらなければならないシステム修正である、それが大きな内容を占めておるとということで御理解をいただければというふうに思います。

答（税務主幹） 市税賦課支援事業につきましては、個々に金額載せておりませんが、今後載せるように努めます。それから、口頭で申し上げますけども、（1）の空中写真の関係につきましては、792万7,500円。（2）の土地評価基礎調査につきましては591万3,575円。それから79ページのほうの（3）確定申告支援システムの関係につきましては、59万2,200円。（4）確定申告支援システム運用カスタマイズにつきましては、52

万5,000円。(5)の確定申告支援システムハードウェア保守につきましては15万4,980円であります。

問(9) ありがとうございます。最初に質問しました64ページの総合住民情報というのはわかりにくい、とてもわかりにくいシステム、国の改正があると変わっていくからわからないということではなくて、やっぱり積算金額というか、ここまで事業費というのが1億円でできたわけですから、そこらへんの大まかといっっては御幣がありますけれども、積算数字が分けないということなのではないでしょうか。それともどういったことかそこらへんを少しもう一度お聞きしたい。

答(行政管理部) 積算数値がわからないということではございませんが、委員が個々にですね、計上すべきであるというようなことであれば、そういった記載内容をですね、検討はしてまいりたいというふうには思いますが、ただなかなか制度上、改正等に伴う内容ということですので、なかなかわかりにくい内容であるということをお知らせさせていただいておることとさせていただきます。

問(9) 了解いたしました。これから事業仕分けをしていくわけですからぜひそれに対する費用対効果を計るにもやっぱりこういった基準となる数字というものはお示ししていただきたいということで以上質問を終わります。

問(13) ページ45ページ成果説明書ですね、市民公益活動支援事業のうち、協働事業ハード整備費交付金というのがありますが、これはどのような団体がやってみえるのか、どのような事業をやってみえるのか、取り組みの状況をお示してください。

答(地域政策) 協働事業のハード整備費につきましては、細工人形保存会によります、細工人形の工房ですね、これは柳池院の工房の改修事業です。それから人形小路の会が行われました、伝承工房の整備事業、それから、南部まちづくり協議会のほうが行われましたチャレンジドワーキングスペース整備事業、それから同じく青色防犯灯設置による地域防犯力向上に関する事業となっております。

問(13) 今言われた事業ですと、南部がチャレンジ何とかと、青色回転灯

っていうふうに聞いたんですが、4つしかないという、南部はまだ他にも5事業となっていますが、この点でどのようになっているのか。どのような活動がされているのか。柳池院だとかはわかりますが、ちょっとお示してください。

答（地域政策） 実には南部まちづくり協議会のほうが、青色防犯灯設置による地域防犯力向上に関する事業では田戸地区の事業とそれからそれをさらに水平展開されて碧海町、二池町の事業というふうにここで2事業という扱いになっております。

問（13） この防犯力の件についてはわかりましたが、先ほど言われた、伝承何とかというのと、南部のチャレンジ何とかというのをもうちょっと詳しく教えてください。

答（地域政策） 南部まちづくり協議会のチャレンジドワーキングスペース整備事業につきましては、パン工房があります、南側にチャレンジドが安全に自立に向けた訓練とか作業のできるスペースをつくられたというものでございます。それから人形小路伝承工房整備事業につきましては、人形小路の会がちょうどですね、ひまわり、吉浜のところに「ひまわり」さんがあったところなんです、その前の空き地のところに伝承工房ということで細工人形師とかですね、菊人形製作実演の場ですとか、例えば人形小路の菊祭りのときにもそこが展示会場となっております、現在はパネル展示と一部細工人形が飾ってございます。

問（13） ページ48ページの2款1項6目、市長及び副市長の行政活動事業の中で、福祉自治体ユニットの負担金というのが10万載っていますが、これのメリットはどのようなものがあるのか、また、今後どのようにされていくのかお示してください。

答（人事） 福祉自治体ユニットのメリットということでございます。これは、住民サイドの福祉行政を進める市町村長の会ということでございまして、首長さんが所属するわけでございます。内容といたしましては、研修会、首長連絡会、国への提案提言、こういったものを活動内容といたしてございまして今年の4月現在で全国の72団体が加盟いたしてございます。やはりいろんな先進自治体の考え方、施策そういったものが学べる機会だとこんなふうに考えおります。

問（13） 72団体が加盟というお話ですが、これは首長さんだけが72団体という意味ではないと思うんですが、首長さんがどれくらいで、そのほかの方たちがどれくらい、わかりましたらお示してください。

答（人事） 市町村長の会ということで首長が72人、72団体でございます。

問（13） 次に13ページですが、2款1項7目の職員の衛生管理事業の中で職員の方全員が健康診査をきちんとされているのか、メンタル面はどのようにされているのか、それから長期欠勤の方がおられるのかどうかそのあたりをお示してください。

答（人事） 職員全員が対象になっておるかということでございますけども、これは職員全員が対象になっておりますけども、中には個人的な都合によりまして受診をされないケースも一部ではございます。具体的に申し上げますと、受診率といたしましては、94.4パーセントという数値になっております。それからメンタルヘルスに関するお問合せでございますけども、この主要成果説明書の51ページの方に研修の内容がございますが、上から2番目にカウンセリングマインド研修だとか、それから49ページの下から5番目にメンタルヘルスに関する研修、こういったメンタルヘルスに関していろいろな研修を積んでおる状況でございます。それから最後に、長期休業の状況というものでございます。平成20年度におきまして、病気等で30日以上のお休みを取得した職員は12人ございます。

問（13） 長期欠勤の方が12人みえるというお話ですが、その方たちの内訳と申しますか、状況について説明してほしいということと、高浜は成果主義を強調してやってみえると思うんですが、ほんとにそういう面でメンタルのいろんな問題がでてきているのではないかという気がいたしますが、その点で。それから個人で受診しない理由はあると思いますが、94.4パーセントということで臨時職員も入っているかどうかということと、それから94.4パーセントでは、健康診断全員していないわけですから、毎年逃げていると申すのは御幣があるかもしれませんが、そういう方がみえるのかどうか。たまたまこの年は受診しなかったけども、ずっとやっているという状況なのかどうかお願いします。



のは職員数が少ないものですから、一人あたりの影響が率には大きく反映するのかなということを思っております。それからもう一点、このメンタルヘルスの関係でございますけども、実は全国的にみてもこの心の病が原因で長期病休者というのは、高浜市だけではなくて全体的にもふえているという傾向を示しておりますので取り立てて高浜だけがというところではないというふうに理解をいたしております。

問（13） 臨時の場合は受診率把握していないというお話ですが、これきちんと把握をしていただきというのと、メンタルの面で高浜は特別問題はないんだというお話ですが、この少ない職員の中で、6人みえれば大変なことだと思うんですけども、こういう面でぜひどのようにしてメンタルの職場がほんとに働きやすい職場であればこういう面はでないと思うんですけども、どのような対策をとってみえるのかどうかそこをお示してください。

答（人事） 臨職の受診率につきましては今後把握をしていきたいと思っております。それからメンタルの問題でございます。実はメンタル的な病にかかる職員というのは比較的若い職員が多いという傾向がみられます。で、この原因でございますけども、最近の若手の職員というものは、職場内での職員同士のコミュニケーションが不足気味であるといわれておりまして、これがややもすると、職員の孤立化につながると言われております。こんなことから今年度から若手職員を対象といたしましてコミュニケーションを深めて職場での連帯感を高めることによって相談しやすい環境をつくるということで、若手職員成長支援研修というものを実施いたしております。

問（13） メンタルの面では、ぜひいろんな取り組みだとかだけではなしにメンタルの起きないような職場つくっていくということが大事かと思っておりますので、ぜひそういう面でやっていただきたいと思っております。それから臨時の受診率はぜひつかんでいただきたいと思っております。それからページ57ページですが、10目の委託料の関係で新公会計制度システム開発委託料が777万出ていますが、これ新たに開発委託料、システム開発委託料として出ましたが、どういう内容なのか、理由とか目的、取り組みなど教えてください。

答（行政管理部） 新公会計制度システム開発委託料でございますけども、も

う委員さんも御案内のとおりですが、平成20年度決算から、いわゆる財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書をですね、作成して公表に取り組むということとされました。それがために、要は今の私どもの会計がですね、いわゆる単式データを発生主義、複式簿記による複式記帳データへ、自動変換をするというようなシステム開発ということの内容でございます。とはいいいながら、このシステム導入に伴いますコンサルティング業務でありますとか、さっき申し上げた既存財務会計システムからのデータ変換業務でありますとか、いろいろここら辺は指導を受けながらですね、間違いなくその財務4表を作成をしていくということが主な内容となっております。

問（13） そうしますと、金額は別にして、これからこの葵総合税理士法人というところとずっと指導を仰いでいくといいますか、そういうことでしょうか。

答（行政管理部） 今回、今申し上げましたように開発費というところで大きな額が計上がしてあるわけですが、端的に申し上げれば、この分析関係で、この総合税理士法人にですね、指導を仰ぐのかどうかについては、今後また検討をしていく必要があるかというふうには思います。ただシステム保守的な費用等はこれは当然発生をしていくだろうというふうに思っています。

問（13） 次にページ63ページですが、2款1項14目の広域行政推進事業、この中で名鉄三河線複線化促進期成同盟会というのがございますが、これはどのような活動をしているのか、碧南から先、廃線になってしまいましたけども、どのような取り組みがされているのかお示してください。

答（地域政策） 名鉄三河線複線化促進期成同盟会の事業内容ということでございますが、これは碧南市、高浜市、刈谷市、知立市ということで参加をしておりますして各市のイベントをやる場合にですね、例えば名鉄のハイキングとタイアップしまして、集客に努めたり、それから碧南市さんのほうの広報誌あるいは商工会のほうの会報で利用促進の呼びかけを行ってみえるということです。

問（13） 碧南から先が廃線になってしまいましたけども、これ以上廃線にならないようにしっかり活動をしてほしいということとそれから、イベントで

やっているもの大事だと思うんですが、もっといろんな活動を考えていただきたいというふうに思います。それから、リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会負担金7,000円と中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会負担金というのが4万5,000円出てますが、これは大型公共事業の見直しがずっと言われているわけですが、日本全体として考えてもかなりの赤字を抱えていますから、こういう大型公共事業の見直しが大変重要になっていると思うんですが、今度の民主党を中心にした政府も大型公共事業の見直しを言っています。こういう点でぜひ、こういうお金をいくら少なくとも出すのを中止していただきたいと思いますが、この点どうでしょうか。

答（地域政策） 国のほうの大型公共事業ということで不透明な部分もありますが、実は9月8日の中日新聞の記事なんですけども、民主党の長野県連の北沢代表のコメントとして迂回ルートに関するコメントが載っておりました。その内容を見てみますと、長野県ルートですとか、あるいは迂回ルートという問題が出ておましてすんなりと開通とはいかないまでも、建設するしないというよりはもう一歩進んで現実味を帯びてきたのかなという感じをしておりますので先ほども申し上げましたが、不透明な部分もあるということで情報収集をしながら慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

問（13） 先ほどのリニア中央エクスプレスと中部国際空港の連絡鉄道建設促進協議会の関係ですが、伊勢湾口道路について20年度から予算減ったわけですが、この伊勢湾口道路も同じ大型公共事業ということで、これがなくなってます。これと同じような大型公共事業ということで、この2つについても検討しているのかどうか、この点をお願いします。

答（地域政策） 中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会につきましては、実は5月に幹事会がございまして、その時にですね、高浜市のほうから中空への連絡バスが乗客が大変少ないという状況もあるので、こういう協議会において、

例えばですね、バスの利用促進、そんなことも検討できないだろうか、バスの検討をすることが長い目で見たら、そういう鉄道の建設促進にもつながっていくのではないかというような御意見は申し上げた経緯がありますが、まだ具体的な活動にはつながっておりません。

問（13） 伊勢湾口がなくなって、あと2つの大型公共事業がまだ残ってるわけですが、この2つの事業を今、中部国際空港については5月に幹事会があってというお話が出ましたけれども、この検討しているかどうかを聞いているわけですが。

答（地域政策） 今、申しあげましたように、ここから脱退するかかどうかという検討ではなくて、せっかくあるこういう促進協議会ですので、今、申しあげたようなことも検討できないかということで、中身の変更ということで御提案申し上げております。

問（13） 乗り入れ便も減ってますし、この負担金については中止するように指摘しておきます。ページの66ページ、15目、(2)の負担金ですが、612万5,658円ですが、昨年より若干ふえてますが、この理由についてはどういうものがあるのかお示してください。ページ70ページの18目の(2)、委託料の関係でポルトガル語通訳等業務委託、961万8,000円ありますが、いきいきにも必要ではないかと思うんですが、以前生活保護の用紙をね、ブラジル人の方が翻訳してつくっていただいたんだというのを見せてもらった、言葉はわかりませんが、いきいきにも言葉がわからないために、利用しないでいるんじゃないかという懸念があるんですが、そのあたりどうでしょうか。

答（保健福祉） それでは、いきいき広場のほうへの通訳等をしていただける方ということですが、こちらにつきましては、緊急雇用促進事業のほうでこの10月1日から通訳のできる方を1人、総合サービスにへ委託をして、1人こちらのほうに出していただいております。月曜日から金曜日の朝9時から4時までということで、勤務をしていただいております。

答（行政管理部） 66ページの負担金、612万5,658円ということで、あいち電子自治体推進協議会負担金が対前年に比べて、57万658円の増となっておりますということで、その内容はということでございます。実は電子調達

システムの物品ですけれども、平成19年度は機能の一部であります、入札参加資格申請のみ平成20年1月に稼動したということですが、20年8月から入札等全てのシステムが運用開始となって、その運用経費で増になっているということでございます。ちなみにその物品の比較でございますが、19年度につきましては、93万5,000円、これが20年度では158万8,000円というふうに増となっております。

問（13） 月曜日から金曜日まで9時から4時までみえるということになりましたので、これはわかりました。それで人権教育講演会委託というのがありますが、これはどのような活動をしているのか、講演会だと思うので、どのような方の講演が企画されたのかお示してください。それからページ72ページの19目、家具転倒防止器具の取付けの件ですが、対象世帯が35件あったということなんですが、これまでどれくらいの世帯に取り付けたのかお示してください。

答（市民生活主幹） 主要成果70ページの人権教育講演会の件でございますが、こちら20年度の事業といたしまして、市内12の幼稚園、保育園におきまして、子どもの安心、自信、自由の人権に関する講話、こころの応急手当の講話を園児、保護者、園職員に対しそれぞれ行いました。また一般市民を対象とした人権講演会も開催しております。

答（生活安全） 72ページの家具転倒防止器具の取付けの関係でございますけれども、平成17年から平成20年の間で83件設置をさせていただいております。

問（13） この人権教育講演会の関係ですが、一般市民の講演会というのはどういふのがあったのかということと、家具転倒防止器具の取付けの件では、まだ取付けが十分されていないというような感じもしますが、実施率を向上させるためには、金具を無料化ということを検討されているのかどうか。地震の際にね、家具が転倒しないというのは大変心強いし、その間に逃げることもできますし、大変大事なことだと思いますので、実施率向上させるためにも、無料化を検討されているのかどうかということをお示してください。それからページ73ページ、木造住宅耐震改修費の補助、耐震診断をするのは市内の方でな

くてもいいのかどうか、その点をお示してください。

答（市民生活主幹） 一般の方を対象とした人権講演会でございますが、こちらは講師に森田ゆり様をお招きいたしまして、題目としましてはすべての子どもに安心、自信、自由を、子どもの内なる力を信じて、という題目の中でしていただいております。

答（生活安全） 家具転倒防止器具の関係で実施率向上のために金具の無料化をと検討されたことがあるかというお話でございますけれども、現在ですね、この家具転倒防止工事につきましては、一人暮らしの高齢者世帯、それから高齢者のみの世帯、それから障害者等のみえる世帯に対しましてですね、取付け費用を全額市のほうで負担をするということで、やらせていただいております。家具転倒の防止器具につきましては、金額的にですね、そんなに高額でもない、その必要性をですね、感じてやられるかどうかということ、それからもちろん高齢者等の世帯でですね、脚立等に乗っての作業が難しいというような方は別だと思っておりますけれども、要は設置に関するその意識というのが非常に重要ではないかということで考えております。現在のところ、金具の無料配布というようなことについては、考えておりませんのでよろしくお願いたします。それから耐震診断の関係でございますけれども、現在この耐震診断につきましては、委託ということで社団法人の建築士事務所協会に対して委託をしているわけです。県下でですね、この事務所協会のほうがそれぞれの市町村ごとですね、診断員という方を決めて、診断をやっていただいているということで、私どももこちらとの契約でやっておりますので、そちらから指定されたといえますか、斡旋をされた方によって診断をやっていただいているということで、市外の方が、その高浜の診断員の中に入っていないわけではないんですが、ただいま申し上げたような形でですね、斡旋をされておりますのでよろしくお願いたします。

問（13） 低額だからというお話ですが、低額だからこそ無料にするべきではないかと思えます。これは指摘しておきますが、木造住宅の場合は耐震診断をお願いしたところ、刈谷の方に耐震診断をしてもらうように出たそうなんです。だから市内でなくてもいいのかというお話なんです、できればやっ

ぱり市内の方でお願いしたいとその方はそう思ってみえたわけですが、そういう点で、市内がいいのか、市内でも市外でもかまわないとか、そういうことを聞いていただくとか、耐震診断をされる方の意向をやはり聞いて、どなたでもいいと言われればもちろんいいわけでしょうが、そういう点で意向をやはり聞いて、されるというのはどうなのか、そういうことを考えてみえないのかどうかお示してください。

答（生活安全） ただいまの件でございますが、つい最近ですね、私どものほうから耐震診断について、この方が診断をする予定ですよということで、御案内を申し上げましたら、その方はどちらの方ですかということで、お問い合わせがございまして、市外の方であったわけでございます。そういうことで、私どものほうにお話をいただきましたので、私どもも耐震診断をやっている市内のですね、とりまとめをやっている人に対してですね、診断員の交代というんですかね、そういうことはできないでしょうかということで、現在相談中という状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

問（13） 相談中ということなんですが、ぜひせつかく耐震診断をしようということで、申し込まれるわけですから、その方のようにできれば市内がいいとか市内でなければいけないというふうに思ってみえたふしもありますが、市内がいいというふうに思ってみえたとしても、そういう点、一度聞いてあとの手続きに回すというようなことは考えてはいないのかどうかお示してください。ページ74ページの20目、構造改革の中で地域内分権推進事業、この中で南部ふれあいプラザの管理委託料とか翼ふれあいプラザ管理委託料とかあります。それと地域内分権推進事業交付金というのが出されてますが、それぞれどのような取り組みをしているのか、どのように使われているのか、チェックはどこですか、そういう点をお示してください。

答（生活安全） ただいまの件でございますけども、診断員の関係でございますが、念のために申し添えますと、今、話に出ております診断員の方は高浜市在住でございます。勤務先が市外ということでございますので、私どもとしましては、市内、市外ということでは、事前にそのことについてですね、それで考え方を変わるということはしてないわけですけれども、たまたま今回、診断

を希望された方がこの診断員さんはどちらの方ですかということで、その辺で私どもにお問い合わせがあったということでございますので、そういった話の中で市内でやってみえる方のほうがいいというような御希望でございましたので、私どもとしてもぜひ診断はやっていただきたいという思いをこめて相談をしておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

答（地域政策） まず港小学校区におきましては、事業項目で申し上げますと、チャレンジドの自立支援、介護予防事業、そして今、おっしゃられましたふれあいプラザを使って、子どもの健全育成事業ということで居場所づくりですとか親子ふれあい教室、子ども教室などを開催しておみえになります。それから地域の防犯、防災、それから公共施設の維持管理、これが今、申し上げたふれあいプラザの維持管理の部分でございます。吉浜小学校区につきましては、環境保全の推進事業ということで、公園管理ですとか道路清掃、そして防犯対策事業と防災対策事業、子どもの健全育成事業ということであいさつ、声かけですとか、夏休みのラジオ体操事業などをされております。それから、高齢者のいきがい創出事業ということで、自然塾ですとか深め合い授業などをなさっています。そして、特徴的なのが吉浜では伝統文化事業ということで、菊1本でまちづくり、子ども菊人形などの事業をされております。そして翼小学校区では、防犯パトロール、防犯マップ、防犯力コミュニケーションの向上事業、防災マップ作成事業、それから児童、園児地震体験事業ということで翼小学校区では、防災、防犯を柱とした活動をなさっています。このプラザの管理の内容につきましては、終わった時にですね、実績報告書等を出してそれで確認しておりますが、指定管理の部分については、モニタリング制度を立ち上げましたし、指定管理については評価委員会ということで、指定管理になってからの内容も評価していただくというようなシステムになっております。

問（13） それで、審査、評価委員というのはどういう方がやってみえるのかということと、何人ぐらいみえるのかということ、お願いします。

答（地域政策） 選定評価委員という名前で立ち上げておりますが、専門的知識を有する方が3名で、市民ということでお1人、市の職員ということで2人になっております。

問（13） ページ76ページ、2款1項21目ですね、自衛官募集事業が3万3,000円、昨年が2万6,000円、これふえてますが、どのような理由でふえているのか、また地方自治の立場からいっても、このような費用は返上すべきではないかと思いますが、その点どうかということと、77ページに定額給付金給付事業というのがありますが、地域経済への波及効果は、それとどれぐらいの方が受け取りをしたのかということと、DVの方とか受け取ってみえない方、どれくらいみえるのか、そのあたりもお示してください。

答（文書管理） まずふえた理由でございますけれども、これは国からの委託金に基づくものでございまして、委託金の増がふえた理由でございます。次に、こういった費用については返上すべきではないかということでございますけれども、自衛官の募集事務は法定受託事務に基づく市町村の事務として行っておりますので、必要な経費ということで返上するという考えはございません。

答（定額給付金） 定額給付金についてのお尋ねでございます。まず、波及効果ということでございますが、この定額給付金につきましては、全国一律的な給付を目指す事業でございまして、政府の発表によりますと、実質民間消費支出を0.2%程度押し上げるのではないかと、また国内総生産のGDP、実質GDPも含めますが、0.1%の押し上げ効果を持っているのではないかと、いうふうに政府で試算しております。また民間事業者での調査結果におきましても、外食、旅行、食品の購入等に効果があったであろうというような推定結果が出ております。それで受け取りでございますが、20年度につきましては、ここに掲載してあるとおりであるんですが、今、現在、9月25日で締め切られて、今、支給事務をしている最中でございますので、決算時におきまして、若干差異が出る場合がございますが、今、現在、対象世帯1万7,670世帯に対しまして、1万7,027世帯に給付予定でございます。給付率としては、96.4%となります。あと受け取ってない方ということでございますが、日本人の場合、355人、外国人で317人の方が未受給、未申請という形になっております。あとはDVにつきましてですが、幸いなことに当市におきましては、DV対象となる方はいらっしゃいませんので、それに伴う支給停止ということはありません。

問（13） DV対象の方が見えないと、今お聞きしましたが、DV対象の方が見えないとは承知してないんですね。その後、籍をはずしてれば別ですが、ドメスティックバイオレンスでほかの地域へ行ってみえる方がありますので、そういう方がないというふうにはちょっと承知してないんですが、そういう方には受け取られなかったというふうになると思うんですが、ちょっとそこをお示しく下さい。

答（定額給付金） 今のDVの関係で受け取れなかった方がいるかどうかということで、おりませんということでお答えいたしました。対象の中に2世帯ほど現実的にDVの御家庭がございました。ただし、1世帯におきましては、世帯外のDVということで、世帯内支給には支障がなかったというものでございます。もう1件の例でございますが、世帯主の方が加害者という形になるんですが、この方につきましては行方不明ということで、住民票のほうで職権消除されておまして、そうなってくると、その家族の方には支給ができないという状態になりますので、その妻、奥様ですが、その方を新たな世帯主ということで給付いたしました。その後、その世帯主の方から、大阪のほうから連絡がございまして、確かに2月1日現在では、基準日では高浜市に住民票がございましたので、その方につきましては単独でお支払いをしたということで、DVによる支給漏れということはないということで回答したわけでございます。

問（13） そうしましたら、ページ79ページ、2款2項1目の市税等徴収事業の中で委託料のところですが、窓口業務委託、これ高浜総合サービスに663万7,818円出していますが、81ページにも委託料で1,915万6,188円というのが総合サービスありますが、業務の内容と職員に指導を仰ぐといえますか、そういう場面も見受けられるんですが、お金を扱う個人情報保護の観点からいっても問題ではないかと思いますが、この点で対策を講じているのかお示しく下さい。

答（収納） 主要成果79ページの委託料でございます。これは、収納グループ、税務関係の窓口になりますけども、その業務委託でございます。ですから、今、御指摘の手数料等のお金の一時的なお預かりするようなこと、そういった業務も含めて行っております。守秘義務の関係、あるいは個人情報等あり

ますが、そういったものにつきましては、契約書上、そういったところを明記しまして、契約いたしておりますので、支障はないと考えております。

問（13） 高浜総合サービスに委託をしてるわけですが、豊田市が同じような委託をしていて、この委託の状況に問題があるということで、内容を訂正したというふうに聞いてますが、そういう点で高浜もこれを変える考えがないのかどうかお示してください。ページ81ページですね、住民基本台帳、これ196件、出ていますが、発行枚数の累計がどれくらいになるのかということと、安城だったですかね、住基カードを高齢者が免許証を返上する際に、無償で交付しているというような方策を取っているところがあるんですが、高浜市ではそのような検討をしているのかどうかお示してください。

答（収納） 今、御質問の窓口の業務委託の変更の件でございますけども、18年度からずっと私どものほうの窓口業務を行っていただいておりますが、今のところ支障は起きておりませんので、現時点で総合サービスの契約を中止するという考えは持っておりません。

答（市民窓口） まず住基カードの発行枚数の累計ということでございますが、平成20年度末で657枚ということになっております。また住基カードのですね、無料交付の件でございます、新聞報道等によりますと、刈谷市でも10月から開始するというようなことが出ておりましたですけども、こういった無料交付につきましては、どちらかという高齢者に対する交通安全の啓発の一環というそういう趣旨でやられているということのようでございます。したがって、私どもといたしましても、近隣市の状況等やその効果等、情報を収集した上で、今後検討していきたいということでございます。

問（10） 防犯灯施設事業ですけども、その防犯灯が1つが、費用がいくらぐらいですかね。69ページです。

答（生活安全） 防犯灯でございますけれども、ごく一般的なですね、例えば中部電力の電力柱に、こういったものに共架するというんですかね、バンドを使って固定をするもの、これが大体1機3万6,000円でございます。

問（17） 主要成果の72ページ、防災活動事業で今回、参加者がですね、440名ばかり19年から20年にかけて減っております。この理由と、もし

今年の参加者がわかれば教えてください。それから、こういった防災訓練にブラジル人の方を初め、外国の方がもし参加されていれば、それも教えてください。

答（生活安全） 成果説明書で72ページ、平成20年度の防災訓練、参加者がですね、19年度と比べて減になっているわけですけど、実は昨年度の場合、訓練前日に非常に強い雨が降った状況がございました。それで、吉浜まちづくり協議会さんのほうがですね、吉浜小学校のグラウンドの状態を心配されまして、訓練を中止されたということがございますので、参加者数が19年度と比べて、減っておると。平成21年度、今年度につきましてはですね、今、正確な資料を持っておりませんが、1,400名強であったというふうに記憶しております。外国人の参加についてでございますが、残念ながら私どものほうで具体的に各会場で外国人の御参加が何人あったというような詳細はつかんでおりませんので、申し訳ございません。

問（17） いざ災害になれば、日本人であろうと外国人の方であろうと一切関係ないわけでありませう。そういった意味で、やはり日ごろからの顔つなぎと申しますか、お互いを知り合うということが、災害の一つの大きな要因であると思っております。そういった意味でも、今後ですね、できる限りいろんな方法を取ってもらって、外国人の方も参加できるような、ひとつ防災訓練にさせていただきたいと、これ要望お願いしておきます。

問（1） ちょっと前に戻るんですけど、41ページ、CALSの話が出てますけども、CALSってこれもともと概念がですね、生産する時に補給部品を必要な時に必要なだけ供給するっていう形でできあがった概念だと思っておりますけども、ここでやられてるのは何を目的にこういうことを検討されて導入されているのか、ちょっと教えていただけますか。

答（契約検査） あいち電子調達共同システムのほうには、愛知県を初めといたしまして、33市26町村8団体、68が加入しております、この目的といたしましては、入札参加申請システムでは、各自治体ごとに重複申請をする必要がなくなり、コスト削減、利便性の向上が図られること、それから電子入札システム及び入札情報サービスシステムで透明性、公正な競争の実現、入札

業務の効率化、迅速化が図られることを目的としております。

問（１） 民間ではですね、よく大量にまとめ買いすると値段が下がるからということで、小さい自治体なんかは特にそう思うんですけども、少量で買っていると少量での契約になるもんですから、金額がなかなか交渉しづらいという断面があると思うんですけども、共同購入みたいなそういう発想はこの中にはないんですか。

答（契約検査） 現在のところでは、共同購入についてのところまで検討に至っておりません。

問（１） 先ほど、サーバーの話がたくさん出てましたけども、ちょっとこれ私見てて思うんですけども、あるアプリケーション１個入れるたびにサーバー１機ずつ入っているように見えるんですけど、今、オープン系の仕組みで昔からそうですけども、基本的にそのハードは１つで、複数のソフトを混在して動かすほうが効率的というか運用のほうもやりやすいのかなというふうに考えるんですけど、そのへんのお考えはないんでしょうか。

答（行政管理部） 今、例えばハード１つでいろんなアプリケーションを動かしたほうが、より効率的ではないのかという御質問であろうというふうに思っていますけれども、高浜の場合につきましてはコーカスNという総合住民情報システム、パッケージを導入いたしまして、そこで市民税、固定資産税等サービスシステムを動かしておるわけですけども、これが基本ということで、あと個別にいろいろシステム等がですね、発生した場合にはそのパッケージに乗らなければ、今の状況でいきますと、個別に対応していくと、こういうようなことで、ですから、そのシステムそのものが、パッケージですぐに対応できればいいですけども、できないものについては、個別にサーバー等を用意して対応しておるのが、今の現状でございます。

問（１） 私たち企業の中でも、専用機を買ってきて、汎用的に使うということ、社内の技術の中で養えということを言われてるんですよ。要は多能工化を図るのと一緒の概念だと思うんですけど、先ほどの話で人数も少ないですし、非常に難しいとは思いますが、そういう形で工夫すると、外に出て行く費用が抑えられるじゃないかなというふうに、そういう仕事をずっとやってた

もんですから、そういう感覚で見てるんですけども、そのへんの考えというか、これからやっていくにあたって、そういうことは考えてみえないのかどうか、例えば、先ほどの新公会計システムのところなんかでも思うんですけども、ちょっと内容うかがうとね、アウトプットそのまま出してくるように、もうガチガチにつくってしまうと汎用性がないもんですから、制度が変わると仕組み自体を触っていく必要があると思うんですけども、今、流行の統計資料をつくるような時に、どういう断面で切り口を揃えると、数字がまとまって出てくるような、そういう汎用的なものも検討される必要があるんじゃないかなと感じるんですけども。そのへんはどうですか。

答（行政管理部） 私どもは、汎用的といいますか、今、最後のほうでおっしゃられましたが、いろいろ統計資料等作成をするというようなこと等を踏まえた時にですね、情報管理の職員が全てタッチをするというようなことではなくて、それぞれ職員の要は資質を高めていく、そういう意味からもある意味汎用的に使っていただけるように、システム全部をどんどん情報管理のほうで集約するということではなしに、システム的にはそれぞれの部署のほうで対応をしていただく、またそのことが基幹的業務以外であれば、職員の資質をむしろ上げていき、多能工化につながるのではないのかなという考え方を今は持っておりますので、よろしく願いいたします。

問（１） ４６ページの情報公開のところ、任意公開というのが今回出てきてるんですけども、昨年までは確か出てなかったというふうに思うんですけども、今回どういうことが任意公開で要求されたのか、ちょっと教えていただけますか。

答（文書管理） 御質問の任意公開につきましては、条例の施行日であります、平成４年４月１日以前の文書が対象になります。今回、御請求いただきましたのは、３件とも全て平成４年４月１日以前の文書でございましたので、任意公開としての取り扱いをさせていただきました。

問（１） ７６ページの社会福祉費支給の件で、児童手当国庫負担金返還金が昨年に比べて、増加してると思うんですけども、増加した理由を教えてくださいんですけども。

答（こども） 前年度に比べまして、児童手当国庫負担金返還金が88万2,000円ほど増加しておるといふ理由だと思ひますけども、これは平成19年度の児童手当に対して、20年度に返還したものです。これは毎年、10月に概算で出しますので、それに対しての実績に対しての返還額、それが18年度分よりもふえておる理由ですけども、主な理由といたしましては、18年度につきましては、3歳児未満児の児童手当が第3子以外は全て5,000円だったものが、19年度1万円になったということで、倍増しましたので、その分返還額もふえてきたといふような理由が主な理由でございます。

問（8） 41ページ、入札参加者等審査委員会運営事業の中の（4）の委託料の総合評価審査業務委託料、8万4,000円、これをちょっと簡潔にどんなものか御説明いただいて、お願いします。

答（契約検査） 総合評価審査業務委託料につきましては、総合評価方式による一般競争入札に関して、総合評価方式の適用、価格以外の評価項目や評価基準の設定、落札者を決定する場合には、学識経験者の意見の聴取を受けなければならないといふ地方自治法施行令第167条の10の2に基づきまして、各自治体で学識経験者による組織された委員会等を設置する必要があるわけがありますけれども、国土交通省の総合評価実施マニュアルにおいて、県が組織する評価委員会部会を活用することも可能であるとされております。本市といたしましては、高浜市建設工事総合評価競争入札試行要領を施行しており、平成20年度においては道路改良工事1件を試行実施して、その委員会利用業務の委託料でございます。

問（8） この評価には標準型と簡易型とがあると聞いたことがあるんですけども、高浜の場合、どちらの形式でやっておられるのかということと、それから、8万4,000円、1件分ですね、今後総合評価様式を取り入れていくといふか、取り組まれていふのか、そのへんについてお聞きしたいと思ひますが。

答（契約検査） 先に御質問のありました、形式につきましては、特別簡易型といふ、いわゆる評価項目のマニュアルに沿いましたものを使用しております。それと今後の方針につきましては、まだ20年度に1件試行しただけでございます、ある程度の件数を試行いたし、入札に関しまして公平性、透明性が図

られることを確認してまいりたいと考えております。

問（８） ２款１項３目、協働事業ハード整備費交付金、先ほども質問がありましたけども、この申請された場合の審査基準、そのへんはどうなっているのかということと、すでに去年からあると思うんですけども、施設が建設されると当然それに対する維持管理費というか運営費が要るようになってくると思いますけど、そういったものに対する、交付をした先の団体の扱い方というんですかね、いわゆる維持費も次年度からというか、ある程度交付していくのか、それはあくまでも団体のほうにお願いするのかということ、それからもうひとつ、この事業というのは今後もありうるのかどうか、お聞きしたいと思います。

答（地域政策） ハード整備の採択基準という中にはですね、必要性ですとか、独創性、実現性、発展性などで特に発展性の中では、施設の整備をきっかけに、それをつくることによって地域が活性化したり、さまざまな波及効果、具体的にいえば他のモデルとなるような、そういう点がポイントとなっております。ハード整備の交付金につきましては、土地の購入費ですとか、借地料、維持管理費はこのハード整備の交付金の中では対象にならないよということになっておりますので、そうはいいますものの、本来市がやるところを民間の力をお借りして、知恵をお借りしてやるということもありますので、実際は管理費については市で出している事業もあります。例えば、南部まちづくり協議会のように、青色防犯灯なんですけども、もともと市が出していた電気代について、よく調査、研究をされまして、従来市がやっているよりもさらに効率的にできるよという御提案でもありましたので、電気代については市で出しているというような状況でございます。今後につきましては、実はこの交付金制度というのは、財団法人の民間都市開発推進機構の資金拠出を活用してやっているものですので、総額いただいた５，０００万円の範囲内ということでございますので、予定としては２０年度から２２年度までの３年間ということに予定をしております。

問（５） ７１ページですね、備蓄品の購入ということですね、アルファ一米だとか飲料水が毎年買われているような気がするんですが、これはですね、法定で決まっているのか、数量的に、上限が。その中で随時、購入しているの

か、そこらへんの御回答をお願いしたいと思います。

答（生活安全） 主要成果 71 ページの備蓄品の関係でございます。将来ですね、発生が予想される地震のうちで、被害が最大になるだろうというふうに予想されておりますのが、東海、東南海地震の連動でございます。この地震が発生しますと、高浜市内において8,900人の避難生活者が想定をされております。そこで、この避難者に対してまして、1人あたり2食の食事とそれから2リットルの飲料水を確保したいということを目標といたしまして、実は平成18年度から22年度までの5年間で、今申し上げました1人あたり2食、2リットルといたしますと、大体主食のほうは1万8,000食、それから飲料水が1万8,000リットルということになるわけでございますけれども、これを5カ年で備蓄をしていきたいということで、1年間にですね、3,600食、それから飲料水については3,600リットルを平成18年度から継続的に購入をさせていただいておるものでございます。

問（5） すみません、もう一つ。同じく72ページにですね、高浜市総合防災訓練実施ということで、支出金が15万円とありますが、この内訳をお願いしたいと思います。

答（生活安全） 総合防災訓練につきましてはですね、まちづくり協議会として行っている部分とそれから町内会さんがですね、共同してやっておられる部分がございました。昨年度までですね。それで、南部まちづくり協議会、それから吉浜まちづくり協議会以外のですね、10町内会に対しまして、1町内会あたり1万5,000円でですね、委託契約を結ばせていただきまして、1万5,000円×10町内会ということで15万円ということで支出をさせていただいております。

問（5） 私は吉浜地区ですので、吉浜の防災訓練を見ました。それから今、聞きますと南部もですね、まちづくり協議会が主体となって実施されたということです。何か特徴的なことがあるのか、少しお聞きしたいと思います。

答（生活安全） 昨年度につきましては、先ほどもちょっと申し上げたんですが、天候の関係、会場の関係等もございまして、残念ながら吉浜地区は中止になったわけでございますが、今年度のまちづくり協議会主催の総合防災訓練等

を見ますとですね、ちょっとした建物をつくりましてですね、その建物からの救出訓練というような、今までなかなかそこまでの訓練というのは難しかったんだろうというふうに思っておるんですけども、だんだんまちづくり協議会としての訓練も年数を重ねてまいりまして、それぞれいろいろなお考えの中でですね、そういった訓練も行うことができるようになってまいりました。こういった形ですね、今後、各まちづくり協議会ともどもそれぞれのお考えでやっていただければと思っております。

問（５） 今言われたように最終的には各町内会ではなくて、まちづくり協議会が主導権を握られて指導的な立場で防災訓練を行っていくというふうな方向性になるのかなということによろしいですかね。

答（生活安全） まだですね、すべてのまち協においてそのような形にはなっておりませんが、私どもとしてはそういう方向でやっていただけたらということで希望しております。

問（１３） ページ９２ページ。２款８項１目。基金運用事業の中でまちづくりパートナーズ基金、これ２千６３０万ですが、もう一つ地域福祉基金、これは７万４，０００円と金額は少ないんですが、これについて利子積立金が載っていないんですが、これはどのような理由によるものかお示してください。

答（行政管理部） すみません。確認をして後ほどお答えをさせていただきます。

休憩 午後 １時５７分

再開 午後 ２時０６分

答（行政管理部） ９２ページの基金運用事業でまちづくりパートナーズ基金及び地域福祉基金の利子がどうなっておるかという御質問でございました。まちづくりパートナーズ基金、地域福祉基金につきましては、果実運用型基金ということでございまして、事業費に充当をしておるということということでございます。ちなみにまちづくりパートナーズ基金の利子が１２０万６，９４２円、それから地域福祉基金のほうが、６万２，７２７円でございます。

### 3 款 民生費

問（9） 成果説明書103ページと105ページの関連しまして、チャレンジサポートたかはまに関する質問で障害者自立支援サービス円滑化事業費補助金というところで、補助金は成果をとってはいけないんですけども、この就労移行に関しまして、支援に関しまして平成20年度の実績とかそういったお金、補助金のお金が役に立っているのかどうかお聞きしたいと思います。

答（地域福祉） この補助金につきましては、通所率の低迷による、事業所の経営基盤の安定化を図るという意味のものも含めまして、また、18年の4月から始まりました自立支援法の不具合等もございましてですね、その辺の事業所による経営基盤の安定を図るためのものとして出したものでございますが、この補助金によりまして、経営のほうも安定を図ってやっておられるということでございます。ちなみに通所率の関係でございますが、通所率につきましては、チャレンジサポート、2事業、生活介護事業と、就労移行支援事業と2つの事業でございますが、就労移行支援事業につきましては、21年の4月で77.7パーセントの通所率、対前年に比べまして26.8ポイントの増ということになっております。また、生活介護におきましては、87.2パーセントの通所率ということで、前年度対比でおきましては、19.2パーセントの増ということで大幅に通所率が上がっておるものでございます。

問（9） 通所率のほうはわかりましたけども就労移行支援と一応銘打って補助金も支援費も出しているわけですけども、就労移行のほうに関してはどうでしょうか。

答（地域福祉） 就労移行のほうにつきましてもですね、実は20年度就労に結びついた方が6名おられるという中で、そういった方たちが就労に結びつくという、当然のことながら、チャレンジサポート通所される方がそれだけ減るということですね、その辺の成功報酬というですかね、就労に向けての減った分の補助をしようということで、今回20年度に補助金を出させていただいたおかげですね、この事業につきましても黒字経営となったということでございます。

問（９） 安定化しているということなんですけども、就労移行というのは20年度の実績というのはでているんでしょうか。

答（地域福祉） 20年度の実績によりますとですね、主要成果のですね、105ページになりますが、下の就労移行支援事業ということで20年度の実績で支給金額1,572万8,765円という実績になっております。

問（13） 94ページ3款1項2目、社会福祉推進事業の中で民生委員の活動状況が出てはいるわけですが、この中で相談件数が1,422件となっています。これどのような相談が多いのか。民生委員の中で扱い件数の多い人とか少ない方とかあると思うんですが、件数の多い方何件くらい、少ない方はどれくらい。他にまた民生委員さんといってもいろいろな研修事業といいますか、やってみえるかと思うんですが、そういう内容がありましたら教えてください。

答（地域福祉） 民生委員さんの活動の状況ということで、全体で1,400件出ておりますが、個々の民生委員さん別ということは今ここには持ち合わせておりませんが、当然のことながらですね、民生委員さんによりまして件数も当然まちまちでございます。あと研修の関係でございますが、民生委員さん、平成18年の12月に改選されたわけでございますが、新人の民生委員さんにつきましては、県のほうで新人研修、また、中堅的な民生委員さんの研修だとかということで参加はさせていただいております。

問（13） 扱い件数についてはわからないということですが、その中でもどのような相談が多いのか、耳にしておれば教えてほしいということと、新人研修や中堅の研修ということですが、やはり民生委員さんも地域の中では大事な役割を果たしてみえますので、新人研修や中堅の研修だけではなしに、1回研修に行ったからいいとか、若い頃行ったからいいとかそういう問題でもないと思いますんで、きちんと研修を全員が受けられるようにしていただきたいと思うんですが、そういう点ではどれくらいの皆さんが研修を受けてみえるのかお示しください。それからページ95ページに地域福祉システムで、ここにも社会福祉情報管理業務委託というのが総合サービスで339万5,700円載っていますが、これも守秘義務や個人情報保護の問題、労働者派遣法との関連で問題があるのではないかと思います、この点でお示しをいただきたいの

と、それからページ101ページ3款1項3目ですね、地域福祉活動支援事業の中で高浜市社会福祉協議会補助金、300万ほどですか、増額していますがこれの内容について教えてください。

答（地域福祉） まず、最近のですね、民生委員さんの相談の内容でございますが、当然のことながらこういった雇用情勢、社会情勢の中で生活相談というんですかね、保護の受給だとかですね、そういった感じのものがふえておるといことは民生委員さんのほうからも聞いております。また、研修の関係でございますが、どれくらいの人数ということでございますが、当然のことながら皆さん全員が参加されてですね、中には皆さん児童委員も兼ねておりますので児童の関係の研修だとか当然、虐待等も含めましてですね、いろいろなこともありますし、行政の方でですね、変わったものが出てきましたらそれなりのごとは、皆さんには勉強会ということで一緒になってですね、報告したり勉強したりするということでございますので、御理解賜りたいと思います。95ページのシステムの業務委託でございますが、ちゃんと契約の中に個人情報等遵守の明記をさせていただいた契約となっておりますので、その辺はないと思っております。それから101ページの社会福祉協議会への補助金の額の増でございます。これはですね、ここ数年、高浜市社会福祉協議会というのは、行政の方からの事業委託、並びに指定管理等でですね、大変事業数もふえております。その中で、事務局職員というのが5名でやっておりましたが、昨今のですね、まちづくり協議会の立ち上げと同時にですね、当然のことながら地域福祉を推進する社会福祉協議会といたしましても、そのまちづくり協議会と一緒にですね、福祉を進めていくという中で、社協の事務局職員がそちらの方に回っていく中で、先ほど言いました事業数がふえていくと、それなりの事務等がまたふえてまいります。そういった社協の事業の安定も図らなければならない中で、1名臨時職員を増ということで、300万円ほどですが、ふえたということでございますのでよろしく願いいたします。

問（13） ページ116ページに移ります。6目の7番目です。就労移行支援の関係、先ほども出ましたが、就労移行支援について職場が決まった方の中で、決まってもやめてしまうという場合もあるかと思うんですが、その場合に

どのような対策をとっているのか、そういう場合がありますらぜひ教えてください。

答（地域福祉） 先ほど委員さん言ってみえる116ページの中身とは若干違うかもしれませんが、就労移行のほうですね、昨年度6名の方が就労移行したわけですが、続けられておるということで、やめたということは聞いておりません。その中で一番大事なのは、そこと企業と本人をつなぐ間に立つ人、ジョブコーチというんですかね、そういった方の仲立ちが、続く、続かないというのはですね、非常に大事なことでございまして、その辺はきっちり事業者の方もですね、出した以上はその間に立っているいろんな調整をしていくということで、幸いなことにですね、やめられた方というのは聞いておりません。

問（13） 昨年ではないかもしれませんが、ジョブコーチがいたのかいなかったのかそこまでは確かめてありませんが、職場を変わってしまったということを知った方がみえるんですね。そういう場合に、違うとところに勤めてみえるわけですが、そういうことを御存知なのかというか、そういう場合にかなり何年か行っていたと思いますので、せっかく慣れた職場でいいと思っていたんですが、どういう対応をしてみえるのかというのを聞きたいと思います。それから117ページに3款1項7目で高齢者等生活支援事業の配食サービスですが、利用者も配食数もふえてまして、お店が1軒ふえてるんですが、どこのお店かちょっと知りたいというのと、4番の方で民間賃貸住宅家賃助成が載っていますが、今4万円が限度額だと思いますが、どれくらい助成しているのか、今この4万円ではあまりないんじゃないかという気がいたしますが、その点でどのように考えてみえるのかお示してください。

答（地域福祉） まず、障害者の方が職場変えということでその対応ということでございますが、私の知る限りでは1名おられるということで、職場が変わったということで就労がなくなったわけではないというのが1つと、うちの方のいきいき広場に障害の相談員の方がおりまして、相談員の方が関わりあってですね、いろいろな相談だとか助言等をさせていただいておるという対応をさせていただいております。

答（保健福祉） 配食サービス事業のほうの新しいお店の方ですが、青木町に

あります、三河屋さんというお弁当屋さんが新しくやっけていただいております。それから民間賃貸住宅家賃助成の関係ですが、こちらのほうは、一人暮らしの高齢者の方が現在お住まいの住宅というのは大変古くて家賃の方も低額な場合が多いわけなんです、そうした方が大家さんの建て替えを理由に住み替えをしなければいけない、こういったときにこの制度を使っていただいて新しい住居探していただくという形になるわけですが、従来住んでみえた住宅の家賃と新しい家賃の差額分、上限が4万円ということになっておりますけども、そういう制度がなかった場合というのは、なかなかそういった家賃、新しい住宅の家賃がネックになって選択肢が減ってしまうわけですが、この制度を利用していただくことで少し選択肢がふえてくるわけですので、非常に有効な制度というふうに私どもは考えております。この制度というのは愛知県下で私どもの高浜市だけがもっておる制度であります。で、平成15年度に策定をしております居住福祉のまちづくり条例のほうの安心して快適に住み続けられることを進めていく上でも非常に有効な制度と考えておりますので、今のところ限度額の引き上げというのは考えてはおりません。

問（13） 引き上げの考えはないということですが、もともと高額な家賃を払うことができないために安いところに入っているわけですから、この4万円で入れるアパートを探してこういう制度を利用するという事なんです、それ制度としては有効かもしれませんが、今4万円で入れるアパートっていうのも、4万円では入れるっていうんじゃないね、4万円までの、4万円助成していただくっていうんじゃないかと、4万円の不足分を入れていただくっていうことなんです、ちょっと厳しいのではないかと思われそうですが、その点指摘しておきます。それから、ページ121ページの9目いきいき銭湯開放事業253万4,400円、松の湯とケアハウスがありますが、松の湯とケアハウスの補助額がどれくらい出しているのかということと、松の湯の老朽化が大変進んでいて先々、どうしようと考えているのか。外観の改修も含めて対策が必要ではないかと思いますが、この点、どのように考えてみえるのかお示してください。

答（保健福祉） まず、いきいき銭湯のほうの委託料の関係ですが、まず松の湯のほうですが、201万6,000円、それからケアハウス高浜安立が42

万8, 400円ということです。あと、松の湯さんが大変古くなっておるとい  
うことで今後どういうふうを考えておるのかということではありますが、確かに  
今のままいきいき銭湯の事業を続けていく上には、大きな改修費っていうのが  
必要になってくると思います。で、もう一つ、そこの利用というのも、一部の  
特定の方が利用しているという実態もあります。もう一方で高齢者の方の、今  
の高齢者の方の年齢層ですとか、元気度というのも大きく今変わってきている  
ものですから、いきいき銭湯だけでなく、いろんな今後、高齢者の方の健康づ  
くりのあり方というのをトータル的に考えていかなければいけないのかな  
というふうに考えておりますので、いきいき銭湯単体で捉えるのではなくてト  
ータル的に高齢者の方の健康づくりを応援していく新たな仕組みというのを検  
討する中で考えていきたいと思っておりますので御理解をお願いしたいと思いま

問（13） はっきりした回答がないわけですが、やはり外観もね、今のよう  
にひどくなってくると利用者も減ってきてしまうということもあるんじゃない  
かと思うんですが、ぜひ、改修を含めて対策が必要ではないかと思えます。で、  
その対策についても考えていただきたいと思えますが、サンビレッジも碧南の  
ように開放といいますか、無料券を配って入ってもらおうようにするのはどうか  
と思えますが、どうでしょうか。それからページ122ページの10目、地域  
包括支援センター運営事業48万8, 104円となっておりますがこれの評価分  
析、どのように行っているか、市民にどのように知らせているのか、お示しく  
ださい。

答（介護保険） 順序逆になりますが、122ページの地域包括支援センター  
運営事業の内容でございます。継続的評価分析支援事業といたしましてこれに  
おきましては、平成18年介護保険法の改正によりまして新たに介護予防事業  
ができたということで、それを国レベルです、各全国の保険者のうち約5  
パーセントくらいの保険者が協力して介護予防事業の検証のデータを国で集積  
するものでございます。ですので、まだ結果としては平成19、20とやって  
おりますので、まだ結果としては出てきておらないかと思っております。

答（保健福祉） 先ほどサンビレッジのほうの無料券というようなお話ござ  
いいますが、確かに無料がいいことは皆さん分かってはおみえになると思いま

けども、それに対してはすべて税金というのにも必要になってきます。で、今の高齢者の方の健康づくりのあり方というの、ご自身が健康になれるために投資をしておみえになるわけですので、そうした方からみるとこうしたすべて無料でやるというのがいいのかどうかという疑問の声も聞かれておりますので、そういった部分も考えながら、今後、高齢者の方の健康づくりを応援していく仕組みというのを考えまいると思っておりますのでよろしく願いいたします。

問（13） 健康づくりのあり方について考えていくというお話ですが、サンビレッジの無料券にしても、1ヶ月に1枚、1人12枚ですか、全部毎日入るといってわけではありませぬし、碧南では、無料券でプールに行ったり、お風呂に行ったりと、サンビレッジに行く人ばかりではありませぬよね、碧南だったら。東部のところにあるところに入る方もみえるようすし、そうやって出て行くことがまた健康づくりにつながるわけですから、ぜひ松の湯の外観改修、まず、きれいになればいいわけですが、それをやりながら、ぜひサンビレッジの開放事業もやっていただきたいと思ひますが、この点でどうかということと、ページ128ページの14目子ども医療事業の中で、子育て支援の医療事業、4,110万8,824円、これ子育て支援の医療費無料化の関係だと思ひんですが、償還手続きの実施状況がどのようになっているかお示してください。

答（保健福祉） 松の湯さんの改修の件ですが、改修以前に松の湯さんも今の施設を直してやられるというというようなお気持ちもないもんですから、その辺のところは御理解いただきたいと思ひます。サンビレッジのほうの無料ということに関しても、先ほどから申し上げておりますように、サンビレッジだけではなくて、高齢者の方が使われるスポーツ施設であるとかそういったいろんなものも含めてトータルで考えていきたいということですので御理解をお願いしたいと思ひます。

答（市民窓口） 子育て支援の医療の償還払いの手続き、実施状況というお話でござひます。これにつきましては、受診をされてお医者さんで領収書をいただひていただきます。それをです、大方の方は毎月ということではなく、2、3ヶ月分をまとめて申請におみえになるケースが多いというふうにお思ひしております。

ます。申請をいただきますと、その月に出てきた分を集計いたしまして、翌月の月末に銀行振り込みでお支払いをさせていただくという手続きの流れになっております。

問（13） どのようになっているかと聞きましたので、どれくらいの割合で償還手続きをやってみえるのかということがわかればそれも教えてください。それから、松の湯さんについては続けていく考えがないというお話のようですが、これはそういうことであれば余計にサンビレッジの開放なんかは必要になってくるのではないかという気がいたします。ケアハウスのところでは、やはり関所があるといっちはおかしいんですが、ケアハウス行かなくてはいけませんし、ケアハウスの一番上まで上がっていかなきゃいけませんし、ぜひ、この点でサンビレッジのほう考えていただきたいと思います。それから子ども医療費はぜひお願いします。

答（市民窓口） 支給実績の割合ということでございます。平成20年度の国保の一人当たり平均医療費年齢階層別の一人当たりの医療費に基づきまして試算いたしましたところ、3分の2に相当する医療費というのが、おそらく4,800万円程度であろうと。それに対しまして3,800万円の申請があったということでございますので、約8割の方が申請をされたというふうに私どもは把握をいたしております。

問（13） ページ130ページ、16目の後期高齢者医療事業の関係ですが、健診事業で1,764万3,135円となって、受診者が1,836人となっていますが、全部で後期高齢者は何人みえるのかということをお教えください。

答（市民窓口） 受診者数が1,836人ということで、対象者が3,546人ということでございますので受診率といたしましては51.8パーセントという結果でございました。

問（13） この受診率といえますか、後期高齢者医療は全員受診できるんだったんでしょうか。その点をお示しいただきたいのと、もしそうでなければ、最初から受診できない方がいるというのは、医療の現場でそういうことがあるというのは大変問題だと思いますが、その点での見解をお示してください。

答（市民窓口） 基本的には全員の方に受診をいただけるということでござい

ますけども、その中でも生活習慣病ですでに治療中の方だとかですね、そういった方についてはすでに治療をされておるといこともございまして、受診の対象者から除外するというようなことございしましたが、広域連合のほうがその辺は柔軟な対応をしていただけるということで、治療中であっても窓口で希望されれば、その方は受診ができるというような対応もされているところでございます。

問（13） この生活習慣病の関係ですが、生活習慣病にかかっている方についても、受診するときの受診票というんですか、後期高齢者のところにみんな行っているのかどうかという点と、それでも51.8パーセントということで、受診率が低いわけですが、これはどのように分析してみえるのかお示してください。

答（保健福祉） 後期高齢者の健康診査の関係というのは、保健福祉グループのほうで直接事務のほうさせていただいておりますのでお答えをさせていただきます。生活習慣病にかかってみえるという方も、私どもの方で受診券を発送する際にはそこまで確認ができておりませんので、その辺のところはすべての方に発送をさせていただいております。あと、医療機関の窓口において、先生がその辺を判断をされてですね、検査の方をやっていただけるという形になっております。受診率が低いというふうに言われるわけですが、51.8パーセントというのは決して低い数値ではないわけです。ですけども、100パーセントになるのがいいわけですが、いろんな施設に入ってみえて健診を受ける必要が今ないですとか、そういった方も未受診の中に入っておりますので、その辺のところはお含みいただきたいと思えます。

問（8） ページ152の3款2項3目の（7）のところの子育て・家族支援者養成講座開催事業、611万880円、このことについてお聞きしたいと思います。これは家庭的保育事業の担い手となる人を養成するという事で予算がたてられたと思えますけども、29名の受講者の内訳といいますか、どんなジャンルの方が受けられているのかということと、それから現在3施設あると思えますけども、その方々は何名で、全員の方が受けられたのかということと、それからこれから担う人のための養成ということですので、今後その受けられ

た方がどのようなところで活躍するというか活用するといえますか、予定をされているのかということと、それから、当初600万の予算だったのが、11万880円ですか、ふえていますけど、この要因は为什么呢。以上お聞きいたします。

答（こども） 今年度受けられた子育て・家族支援者養成講座の受講者の29名の方の内訳ということでございますけども、現在家庭的保育で従事してみえる方が6名受けられました。また、一般公募で受けられた方が11名受けられております。その他12名の方は市内の保育園、幼稚園で働いてみえる正規職員の保育士の他に補助者として働いてみえる方、その方が受けられました。今回の講習でございますけども、講座を受けられてから、委託先のあい・ぽーこのほうから試験をします。試験に合格されると高浜市の家庭的保育者ということで認定される形になりますので、認定された方が29名中25名が20年度で認定を取得されております。先ほどお答えしたように家庭的保育については、29名の方が保育者としておるわけですが、今年度、20年度、6名の方が受けられまして、3年以上継続していきますので、これからの養成講座の中で現職の家庭的保育の保育者についてはすべてこの講座を受講されて認定者として家庭的保育を担っていただくということを考えております。今後の活躍の場ということでございますけども、私ども今回の講座保育者の質をあげるということと、それから将来的には、3地区で3箇所で行っているものを各小学校地区一箇所ずつ5地区で、あと2箇所家庭的保育を増やしたいという将来構想持っておりますので、今回認定された方がこのようなところで家庭的保育担っていただく、まずもって、その場を考えております。11万1,000円でございますけども、これはですね、打合せに東京のほうに出て行った旅費とそれから今回の講習の中で各先生方が書かれた本がございまして、それを私ども市のほうで購入しまして、今後のこの講座のあり方云々含めてですね、参考にさせていただくといった形で使わせていただいたものでございます。

問（1） 私のほうからは4、5件。111ページの障害者自立支援の関係で障害者自立支援審査件数、平成19年、16件だったと思うんですけども、今回61件にふえているんですけども、これは制度かなんかが大きく変わった理

由なのか、何なのか理由を教えてくださいというのと、141ページ。市の遺児手当支給の関係で市の遺児手当支給事業の延べ資格者と延べ遺児数が大きく減っていると思うんですけども、この理由を教えてくださいというのと、145ページ、放課後児童の関係で放課後児童健全育成事業の児童の、申し込み状況と今現在で抽選して落ちる方ですね、これ低学年の方だと思うんですけども、外れるような方がみえるのかどうか教えてくださいというのと、あとですね、155ページ、保育サービス評価のところでは保育サービス評価事業の成果という形で各保育園内容が変わったのか、その辺の評価していただいた結果、こういった形で運営に反映されているのかというのを教えてくださいというのと、最後になりますけども、生活保護の関係で生活保護世帯から抜け出せた世帯というか、生活保護というのは今、困られている方が受給するというのはいいと思うんですけども、ずっとそのままという形じゃなくて、やっぱり社会復帰していただくというのが基本だと思いますので、その辺のところですうまくいったような事例があれば教えてくださいという、以上です。

答（地域福祉） まず、私のほうから主要成果の111ページの自立支援の審査件数の増加の理由ということでございます。これにつきましてははですね、20年度実績で昨年より45件ほどふえておりますが、これは市内の授産施設、授産所ですね、におきまして、新体系の移行に備えまして障害の認定区分の認定を30件ほどされたというのが増の理由でございます。それから主要成果の141ページになりますが、遺児手当の資格者の減少、それから遺児数の減少ということでございます。この遺児手当につきましては平成18年の4月に制度改正を行っております。受給をして5年間は支給をするというもので、6年目には支給をやめるというものでございますが、20年度におきましては、支給をやめられる方の該当がですね、20年度当初で205世帯、327人の遺児数の資格がなくなったためのものでございます。それから主要成果の157ページの生活保護の事業の関係で、廃止となった世帯数ということでございますが、20年度の廃止になった世帯数は13世帯の21人ということになっております。廃止の理由でございますが、一番多いのは死亡ということで5件で、あと親族の扶養にさせていただいたということでお二人2件があがっていると、

もう一つは年金が受給できるようにですね、ケースワーカーがですね社会保険事務所に一緒に行ってですね、受給資格があるぞということで調査をしまして2件ほど自立をしておられるというのが主な理由となっております。

答（子育て） 放課後児童健全育成事業の申込状況はということですが、平成20年度で申し上げさせていただきますと、平成20年4月1日現在では11名が待機でありました。平成20年度末にはこの待機児童が解消され、0人となっております。申込の流れとしましては、まず、申請者の受付時に定員を超える場合には公平に審査をするために点数化し入会を決定しております。定員を超える児童にはこの点数が待機の順位となり、待機があればその都度入会をしていただくということになっておりますのでよろしくお願いします。

答(こども) 保育サービスの評価の成果はということの御質問だと思います。保育サービスの第三者評価でございますけども、市内全部の保育園6園、それから幼稚園、認定こども園、12園で54の項目に対して評価をしております。Aが非常によい、Bがよい、Cが普通、Dはよくないという4段階評価で行っております。20年度と19年度の比較で結果についてお話したほうがサービスが向上しているかどうかかわかると思いますので、そういった意味でいきますと、Aと判定されたものが19年度より1個ふえて16、Bよいと判定されたものが、38個ふえて578という評価を受けておりました。A、B二つの評価が全体の92パーセントふえておるということで、前年度に比べましても86パーセントと6ポイントほど上昇しておるということで評価としては上がっておると思います。で、このやり方ですけども、第三者評価を行なう前に各園が自園評価を行ないます。自園評価を行なった結果と第三者評価を行なった結果、各項目によって評価が出てきますのでその結果の中で自分の園よりも第三者評価のほうが評価が悪ければそこでどういったサービスがよくなかったのかということをおいやるPDCAサイクルのような形で見直しをして保育サービスの向上に各園が努めておりますのでそういった意味で20年度につきましては、前年度の結果の中では自己評価も含めてよく取り組みがされて、全体A、Bよい、非常によい、よいという評価が上がったということで評価は上がっているのです、これも第三者評価の結果を踏まえたサービスの取り組みである

というふうに考えております。

問（１） 生活保護の関係でですね、今うかがっていると、自然というかこちらが努力して社会復帰されたというような状況でないと思うんですけども、それに対して今後どういうふうに進められていきますか。

答（地域福祉） 先ほど廃止になった理由としてですね、いろいろと挙げさせていただいたんですが、中にはですね、このような雇用情勢の中でも２件の方が就労に結びついたということで、実際、保護を廃止しておるという中で、雇用に関してはですね大変今の状況で難しいかもしれませんが、今、何とかですね身内の方等をですね、うちのほうから探させていただいてですね、何とかこういう状況だということを身内の方にですね、親、兄弟にですね、お話をさせていただいて何とか少しでも援助ができないかということで、うちのほうの担当のほうからですね、そういったことで進めさせていただいておるという状況でございます。

問（１） 最近、緊急雇用対策という形でいろいろ仕事をつくられたりとか就労に結びつくような形で、本人が何かの資格取るときにそういう形の支援もされているんですけど、それに当てはまるような方というのは、生活保護受給者の中からそういった形で抜き出すということは難しいんですか。

答（地域福祉） あの当然、生活保護の受給者の中にも母子家庭だとかということで、本来生活保護は働けない状態にあるとかという人がほとんどなんですけど、中には母子家庭となってですね、なんとか自立を図っていくための今回補正でも上げさせていただいたんですけども、訓練事業ということでそういったことに生活保護の受給世帯であっても、そちらに結びつけるということではできると思いますので、今後そういうふうにしていきたいとします。

問（１３） ページ１３６ページの保育園管理運営事業の関係ですが、高浜市では私的契約児というのは今、いるのでしょうか。それから、保育料の今、規則で決めてみえると思うんですが、条例化が必要ではないかと思いますが、自治事務になった以上は条例化が本来の姿ではないかと思いますが、その点でどうかと。それから、中央保育園が１９０人の大型保育園ですが、相変わらず送迎の駐車場もありません。駐車場の対策を早急に立てるようにとしますが、

この点での質問をまずいたします。

答（子育て） まず私的契約児の関係ですが、高浜市では私的契約児は入園していません。続きまして、現行規則で保育料を定めておりますが、条例化はどうかという御提案だと思いますが、近隣の状況を調べてみましてもほとんどのところ、条例を持っておりまして、その下の規則で定めておるとというのが現状ですので、私ども現在のところは考えておりません。中央保育園の駐車場につきましては、今も例えば今後保育園のほうでは運動会等ありますが、そういった大勢みえる時などには従来同様、刈谷豊田総合病院さんのほうに駐車場の一時的な借用をお願いしており、こうした行事の際は充足しておるとというのが現状ですし、通常の保育時間ですと、園長、主任が交通整理を行っており、車が流れる方向を統一して、左側通行に誘導できるようにしておりますし、保護者の方についても、園児の送迎は速やかに行ってくださいよというような通知文を発送しておりまして、現行このような対応で進めておりますので、よろしく申し上げます。

問（13） 園長や主任が出て、指導をしているというお話ですが、園長や主任というのは本来、交通整理が主な仕事のわけはありませんし、周りのね、御近所の方たちにやっぱり迷惑をかけてるわけですね。そうたくさん都合をつけなくてもいいわけですから、保育園の西側というんですか、あそこの駐車場を少し部分的に借りて、そこを送迎用の駐車場として使えばいいと思うんですが、そういうふうにする考えはないのかどうか。それから、保育園の母の会の会議の時にはお母さん方はどこに車を置いてみえるのか、自転車で見える方もみえるでしょうが、車でみえる方もおると思いますので、そういう場合はどこに置いてみえるのか、まずその点をお示してください。

答（子育て） まず通園にあたりまして、これまでもお話をさせていただきましたように、あくまで徒歩が原則でありますよということで、そういった考えに変わりはありません。母の会さんがどこに車を停めてみえるかまでは、ちょっと把握はしていません。

問（13） 周りの方にね、迷惑をかけてることは紛れもない事実ですし、運動会には大丈夫だといわれるんですが、運動会の際はともかく、毎日の送迎の

ほうが大事な問題ですし、歩いて通うのが基本だといわれますが、今の近くでなかったら、全域からというのが高浜の保育園の方針ですから、いくら13平方キロでね、小さい町だといったって、働きに行くために保育園に預けてるわけですから、そんな朝、悠長なことを言ってね、歩いて保育園に通えるなんて方は限られてると思うんですよ。だから、本当にそういう方たちの送迎用の駐車場を早く対策を立てていただくようにぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

答（子育て） 車の駐車については、近くに公共施設として中央公民館等ありますので、そちらのほうの駐車場を御利用いただくこともよろしいかと思えます。

問（13） 今も言ったように、働きに行くために保育園に預けてるんですから、市民センターに車を置いて、保育園に預けに連れていくなんてことは愚の骨頂というんですか、お母さんたちにそんなことを言えば、みんな怒りますよ、真面目に考えてくれているのかって。ぜひこれは考えていただきたいと思えます。それからこれは早く、早急に対策を立てていただくように指摘しておきます。それから3番のフルタイムの保育士が18名、昨年が15名でしたか、ふえています、この方たちを正規に登用する考えはないのかどうか、それと臨時職員の賃金1人あたりの時間給はどのようになっているのか、まずその点をお示してください。

答（子育て） まず臨時職員についてですが、これまでも申し上げておりますとおり、いわゆる通常退職者に加えて、1割相当分のフルタイム解消を図るということで進めておりますが、平成20年度につきましては、年度末に急遽辞められた方がみえて、当初40人で始めたというような経緯がございまして、そういったところから臨時職員が若干ふえております。続きまして、臨時職員の賃金についてですが、平成19年度から20年度につきましては、正規職員の給料、とりわけ1級、2級、3級で上がったことから、臨時職員もそれに合わせて上げておりますので、よろしくお願ひします。

問（13） 正規が39人、臨時が70人を超えているんですよ、これも大変問題だと思うんですが、臨時で長い人はどれくらいの期間の方がみえるのか、

お示しく下さい。

答（子育て） 臨時の長い人はというようなことで、前回は質問があったと思いますが、14年目の人が一番長い人になっております。

問（13） 14年も本当に臨時職員で働いてみえるということは、本当に御苦労様と言わなきゃならんですけども、フルタイムで働いてみえる方が14年になるということかどうか確認をしておきたいと思います。それから、ページ145ページから147ページについてですが、放課後児童健全育成事業の中で、待機児がどれくらいいるのかということと、ぜひ4年生まで入れるようになってると思うんですが、実際には待機の関係もあって入れないということ、高取や楽習館は保育士がいないと承知していますが、運営の計画なんかは誰がつくっているのか、その点をお示しく下さい。

答（子育て） 先ほどの14年目の職員はということですが、フルタイムの職員です。

答（子育て主幹） 平成20年度4月1日の待機児童につきましては、11人でございます。高取児童クラブは保育士がいないということですが、保育士はシルバーの生活指導員の中に1人、資格を持った者がおります。

委員長 13番、質問はまだ多岐に渡りますか。

答（13） はい。

委員長 1時間を目安に休憩を取りたいなという考えがありまして、まだかなりあるようでしたら、ここで暫時休憩をしますけど。

答（13） まだあります。

休憩 午前 3時13分

再開 午後 3時21分

問（13） ページ157ページの生活保護の関係ですが、生活保護の生存権を保障するという最低限度のセーフティネットということなんですが、この年度で生活保護の認定に至った受理件数と却下件数はどうなっているのかということと、生活保護の申請があった時の窓口の対応はどのような手順で対応して

いるのか、お示してください。

答（地域福祉） 20年度におきます相談件数は、112件という相談件数の中で、保護を受給された方というのは41件になっております。残りの方たちが保護には至ってないということでございます。申請時の体制でございます。これは当然のことながら、人それぞれ生活歴が違いますので、5分10分で終わるような相談ではございません。ですから、十分に今までのことも聞きながら、どういうふうにしたらいいかということをお本人様と一緒に考えていくという相談でございます。最初から保護にしてほしいということで、はいそうですかということではないということでございますので、十分本人様の意向を聞きながらどういうふうにしたらいいかという対応はさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

問（13） 全て保護にするというわけにはいかないという、それは分かるんですが、どういう理由で保護が認定されなかったのか、大きなものがあればお示しいただきたいというのと、その生活保護の受け付けるほうの体制なんです、ケースワーカー1人に対して受付から認定受けた人の状況、認定受けてそれで終わりじゃないと思いますので、受けた人が今どういう状況で生活しているのかというところまで見る場合に、過密状況というのはおかしいんですが、人手が、手が回っているのかどうか、そのあたりをお示してください。

答（地域福祉） 認定に至らなかった理由というのは、先ほど言いましたようにみなさん違いますので、例えば身内の方で扶養にしてくれたとか、それから先ほども言いましたように、実は年金の受給資格がまだあってですね、もらえるようになったとか、それから働くところがあったとか、いろいろと事情はさまざまでございますので、これとって決まった理由はございません。それぞれ違います。それから、申請を受け付けましてですね、流れというんですか、受理をしますと、これは法で決められておりますが、2週間以内に決定をするということで、その間、訪問調査だとか預金等、扶養等の照会をさせていただいた中で、ケース検討会議というものを福祉事務所長を交えてですね、開きます。それで決定をしておるということでございますので、よろしくお願いたします。

問（13） 今、ケースワーカー1人に対して、生活保護を受けてみえる方たちのほうが多すぎるのではないかという質問をいたしました。その質問に対するお答えは。

答（地域福祉） 今、基準で決められておる何件持つかということでございますが、1人あたり80ケースが基準となっております。今、現在、当市のケースワーカー1人56件と、件数にすればですね、という受け持ちになっております。ですから、これ件数によるものではございませんとは思っております。ですけど、1件に対してどれだけいろいろな手がかかるかによってですね、単純には何件持つてからどうのというものではございませんので、ひとつよろしくお願いたします。

問（13） わかりました。1人あたり56件だけれども、手のかかる方もみえるし、大変な状況だと思います。この面ではぜひ頑張ってくださいと思いますが、この件は回しまして、次に、160ページ、いいです、いいです、終わります。

#### 4款 衛生費

問（17） 主要成果の170ページですけども、この一番最後にあります、刈谷医師会館建設事業費補助金1,000万ありますけども、建設費の総額とそれから当然いろんな市が入っていると思うんですけど、各市の負担割合ですか、それからこの医師会館とはどういった機能があるのか、また高浜市の市民にとってはどういった利用があるのかをお示してください。

答（保健福祉） まず医師会館の建設事業費であります。建設事業費のほうが4億8,783万円になっております。こちらに対しまして、高浜市のほうが1,000万、刈谷市が6,000万、知立市が1,000万、この3市で合計8,000万を補助をしております。医師会館の機能しまして、休日診療所、こちらのほうを開設をしております。それから、刈谷、高浜、知立の各医師会の医療機関のいろんな検査をやる臨床検査センターの機能を有しております。市民の方にこの医師会館がどういうふうにご貢献をしていくかというところではありますが、今回刈谷医師会さんのほうも災害時の救急医療の拠点という形

で整備をしておられます。ですから、災害時において地域の医療機関が機能しなくなった場合もなんとかここで機能を果たせるような、そういう耐震の設備も含めて整備をされております。

問（17） 今の負担割合をもう一回お願いいたします。今、合計4億8,000万になりますかね、僕、ちょっと勘違いかもわかりませんが。

答（保健福祉） 建設工事費が4億8,783万円ということで、そのうち刈谷、高浜、知立、この3市で8,000万を補助をしております。あとは自主財源ということです。

問（8） 1項2目の老人・成人保健事業のところ、160ページですね、ここの受診者813人の中のABCという結果区分がありますけども、このEとFの方が非常に多いわけですけど、これ昨年、一昨年の成果表と比べたら18年度がE、F、要するに再検査というんですか、精密検査を要する方とか治療を要する方というのは45%で、19年度が52%で、20年度が93%と、急にふえておるんですけど、この辺の状況があるのかどうかということと、これが168ページのところに健康管理システムで3,300万余りの予算が使われておりますけど、ここで市民の健康管理を努めたというふうに書いてありますけど、このへんの検査を受けられた方をこのシステムで市民の健康管理をしておるということですけども、どのような活用のされ方をしているのか、今後どのように活用されていくのか、その辺について、EとFの急に上がったところの原因と活用についてお聞きしたいと思います。

答（保健福祉） 20年度において、総合検診の要精検者の数がふえておるということですが、これはたまたまということもあるかもしれませんが、実は日本人間ドック学会というところが19年度の調査ですけども、その調査において成人ドックを受けられた方のうち、異常がなかったという方が1割を切るという結果が報告されております。こういった異常がない方が非常に少ないというのは、今まで調査をしてきた中でも初めてのことである。要するに、逆に異常のある方がふえてきておる、いろんな社会環境、いろんなストレスですとか、そういった部分で、健康状態が悪化しておる方が多いということのあらわれであるかと思えます。もう一つ、168ページのほうの健康管理システム

のほうを3,000万使わせていただいて、整理をさせていただいておるわけですが、従来の健康管理システムというのがあったわけですが、老人保健法による健康診査の検診票ですとか、そういった帳票類を打ち出す際に過去の検診データを表示をしながら、処理をしておったものですから、どちらかというデータの蓄積というのが、主な目的であったわけですが、今回導入をさせていただいたシステムは、このデータのほうを蓄積をするという形だけじゃなくて、収集させていただいたデータを分析をさせていただいて、今後の健康教育、予防の面に活用していけるように分析をしていきたいと考えております。

問（13） 160ページの同じところですが、検診の受診率がどうなってるのかということと、受診率を上げるための取り組みはどうなってるのかということをお願いします。

答（保健福祉） 受診率というのは、それぞれ総合検診に受診率があるとかっていうものでもないものですから、非常に受診率というのはとらえにくい部分があります。仮に総合検診の場合ですと、昨年の市立病院、19年以降、少し受診者数というのが少なくなったことはありましたが、昨年においては少しふえておるような状況です。その他のがん検診等の受診率に関しても、少しずつ上がってきてはおりますが、こちらのほうもいろんな個別の受診勧奨、郵送等の受診勧奨ではなかなかふえてまいりませんので、やはり保健師が直接一軒一軒ですね、電話をさせていただいての受診勧奨というのが、功を奏しているようなところもあるかと考えております。

問（13） 受診率については、やはり保健師さんの直接耳から言われると行けるというのがあるかと思いますが、今、高浜がやってるのは7月から9月が取り組みをしてるわけですが、これを通年検診にする考えはないのかどうか。前に通年検診もできるということを知った気がするんですが、そういう考えはないのかお示してください。

答（保健福祉） 検診の年間受診という体制については、医師会のほうにですね、依頼をさせていただいて、基本的には受けていただける体制にはあります。ただし、年間通してということになりますと、やっぱりなかなか受診が上がらないものですから、私どもとしては、7、8、9を強化月間というような形で

受診勧奨をして、その間にそれ以降にですね、また未受診者の方に受診勧奨していただいて、受けれる体制というのが医師会のほうにお願いをしてあります。

問（13） わかりました。次に177ページの4款2項1目、ごみ減量リサイクル推進事業の関係ですが、資源ごみの分別拠点が豊田町にはないというふうに聞いています。大変住んでいる方は難儀してみえまして、神明町へ運んでみたり、自分の知り合いに頼んでみたり、いろいろしてみえるように聞いています。豊田町の方でそういう意見が出たことはないのかどうか、お示してください。

答（市民生活） 豊田町からの意見を聞いたことがないかということでございますが、こちらのほうに私、4月以降まいりましておりますが、今のところそういう御意見はお聞きしておりません。

問（13） 私が聞いてるところでは、いろいろ大変不便をしているということで聞いてるんですが、町内会長さんに頼んだこともあるけども、何もしてくれなかったというようなお話も、以前ですが聞いています。ぜひこれ市が集めてるわけですから、指導性を発揮して、豊田町でしたら公園のところぐらいでも結構ですので、拠点をつくっていただきたいと思います。それから178ページのごみ収集運搬業務等委託事業の中で、プラスチック製容器包装中間処理業務委託2、108万4,000円出ていますが、処理業務の委託費ですが、昨年2月から富山のほうへプラスチックを持っていくというふうに聞いていますが、富山に売った利益といたしますか、どこに入っているのかちょっと探したんですが、わかりませんでした。ぜひ教えてください。まずそこまでお願いします。

答（市民生活） まず豊田町の分別拠点の新設でございますが、委員も御承知のとおり、資源回収の分別拠点の運用につきましては、市民の皆様はもとより、町内会様の御協力がなくては運営が成り立ちません。町内会長様よりこういったお話で拠点の設置の場所の検討、運営等々を含めて、お話があれば早急に対応させていただきますので、まずは町内会長様からお話があったらというふうに思っております。続きまして、178ページのプラスチック製容器包装中間処理業務委託でございますが、これは20年4月から本格回収をさせてい

ただいております。プラスチック製容器包装リサイクルの件でございますが、高浜衛生のほうである程度の塊にするような処理をしていただく費用でございます。収入につきましては、20年度の部分でございますので、ちょっと数字的に今、持ち合わせておりませんので、20年度の実績がないということでございます。

問（13） 20年度の実績がないという、20年の2月からですからね。わかりました。収入については、どこにもついてないということですか。

答（市民生活） 20年度の富山の分という部分は、俗に言う指定法人ルートということで、日本容器包装リサイクル協会様のほうを通じて処理もしておりますので、そういった形では額の確定がした場合にですね、何かしらの金額が市のほうに入ってくるよというふうにはお聞きをしております。

問（13） ページ179ページの資源ごみ売却収益金額、2,030万3,565円入っていますが、この内容をお示してください。それから、181ページの放置自動車等処理事業の中で放置自転車の監視業務は、78万5,862円と、昨年118万6,260円となって、かなり減ってるんですが、放置自転車・不法投棄ごみ処理業務委託はあまり変わってないと。これはどのような活動をしているのか、内容についてもお示してください。

答（市民生活） まず179ページの資源ごみの売却収益でございますが、歳入については、2,030万3,565円ということで内訳でございます。まずびん類ということで、11万965円、あとは白色、茶色、黒物等のカレットという物でございますが、これが合わせまして、32万8,200円、アルミ缶でございますが、アルミ缶については、384万9,037円、続きましてスチール缶のほうは、164万5,908円、段ボール、新聞、雑誌の紙類でございますが、まず段ボールが265万9,775円、新聞紙が461万9,260円、雑誌につきましては246万2,280円、紙パックにつきましては13万3,950円、続きましてペットボトルの透明なものでございますが、こちらが439万2,999円、ペットボトルの白、色付きのものが3万566円、キャップの下のリングでございますが、こちらについては6万429円の収入が主なものとなっております。続きまして、181ページですね、放置

自転車等監視業務委託がなぜ下がったかというところでございますが、平成19年度こちらの業務のほうを午前6時半から9時30分までの3時間お願いをしておりましたが、事務の見直し等を図りまして、7時から9時までの2時間にさせていただきまして、時間数の減による委託料の減という形になっております。続きまして、放置自転車・不法投棄ごみ処理業務委託でございますが、市民の皆様等から不法投棄があるぞというような通報をいただいた時に、一刻も早く現場に行っていて、片付けていただくようにということで、そういった現場作業を主にやっていただいております。

問（13） 先ほどの説明の中で、ペットボトル、色物についてというお話が出ましたが、ペットボトルはみんな一緒にペットボトルは入れてしまうんですが、ペットボトルのところに。それをまた資源ごみとして出す時には、色のついたのとついてないのと別々に分けてみえるのかどうか、その点をお示してください。それから、ページ182ページ、4款2項2目、市営墓地整備事業、今後の計画、市営墓地もあと5基ですかね、裕がなくなってきたとように思いますが、今後の計画はどのように考えてみえるのか、お示してください。

答（市民生活） まず178ページのペットボトルの色物と透明な物ということでございますが、こちらペットボトルの中間処理業務委託ということで、委託をしております、その中で選別の作業もしていただいております。続きまして、182ページの市営墓地の件でございますが、平成20年度末ということで、高浜南霊園のほうは336区画あるんですが、空数が10区画ということで、昨年のこちらの決算のほうでも御報告をさせていただいておりますが、9月6日に全て完売という状況でございます。今後の予定についてということでは、現在のところ計画は持ち合わせておりません。

## 5款 労働費

問（13） ページ185ページ、5款1項1目、勤労福祉事業のところ、職業紹介が1,525人、昨年相談数としてあったわけですが、就職するための機能として利用されてたわけですが、今後職業紹介はなくなりましたけども、市として就労支援をどのように考えているのか、代替りの就労支援を考えてみ

えるのかどうか、お示しいただきたいと思います。それから、市民生活援助事業、3番のところですね、831万9,500円ありますが、市民が困っている時に利用状況がないのでは、借り勝手が悪いんじゃないかと思いますが、この利用状況が大変悪い内容をどのように考えてみえるのかお示してください。

答（市民生活主幹） 主要成果185ページのまず、高年齢者職業相談に要する経費のところの御質問でございますが、20年度からは相談業務のみということで、紹介業務のほうはこちらのほうでは行っていないという現状でございます。つきまして、市として、こういった職業を紹介するという業務は20年度以降行っていないということで、今後市としてどういうふうな対応をしていくかということでございますが、ハローワークさんと連携を取ってですね、市のほうに御相談があった場合、ハローワークさんのほうへ速やかに御案内をするような形で考えていきたいと思っております。そして市民生活安定資金信用貸付保証制度の状況ということでございますが、こちらにつきましては最終的には金融機関さんのほうが貸付を行うような制度でございまして、金融機関の基準によって、こちらのほうが行われているような状況でございます。今後ということでございますが、金融機関さんのほうがこちら判定をしているということで、難しい状況であるということをお理解いただきたいと思っております。

問（13） 勤労福祉事業の職業紹介の関係ですが、ハローワークと連絡を取ってというお話ですが、ハローワークも大変いっぱい、この前行った方がかなり何時間か待たされたと聞いてますが、高浜でぜひそういう相談に乗ってほしい、またそういう相談を取り扱ってほしいという声がありますが、そういう点でどうしていこうと考えていこうと考えているのか。市民生活援助事業について、金融機関がだめだと言ったという話がありましたが、申し込みがあったのかなかったのか、その点をお示してください。今後、民間の高利の金利で借りてしまうようなことがないように、ぜひ市民生活援助事業が市民のために利用されるように、ぜひどういうふうに改善していこうと考えているのかお示してください。

答（市民生活主幹） 先ほどのハローワークとの連携ということでございますが、週に1回、私ども市役所のほうに職業案内というもので、こういった職業、

今、募集しておりますという通知が来ております。こちらのほうを手渡しさせていただくなりにして、今、対応しておりますのでございます。市民生活安定資金信用貸付保証状況、こちら御相談としては件数としては、2、3件、今年度におきましてもございます。ただ一番大きくネックになっておるというところが、他にも借入れをされておるというところで、金融機関へのハードルが高くて、次の貸付が、こちらの貸付が至らないというような状況であるというふうに聞いております。

問（13） 市民生活安定資金信用貸付保証制度、前に普通貸付については条件が少し緩和されたかと思いますが、今の大変厳しい中で、それでも市役所のこういうのを借りるのは壁が高いというか、そういうふうに思ってみえる方も多いかと思うんですね。ぜひそんなに、先ほど言われたような理由があればですけども、ぜひ借りていただけるように、改善をしていただきたいと思います。その点お願いします。それから186ページの2目の中で、職業能力開発事業、衣浦地域職業訓練センター管理公社事業費補助金というのがありますが、2,630万、これについてどのような効果を発揮しているのか、どのような取り組みがされているのかお示してください。

答（市民生活主幹） 主要成果185ページの市民生活安定資金信用貸付保証状況の件でございますが、市民の方からのもので、小口の借入、貸付等願いがあった場合、こういった制度のほかに社会福祉協議会で行っている制度とか、他方面の制度がございますので、そういったことを紹介しながら、お客様にはお願いをしているところでございます。続きまして186ページの職業能力開発事業の中の衣浦訓練センターの件でございますが、こちらにつきましては職業を次につなげる研修ということで、講座等を行っておりまして、平成20年度におきましては、3,434名の方の受講がございました。また一般の講座といたしましても651人の参加があったという結果でございます。

休憩 午前 4時01分

再開 午後 4時09分

## 6款 農林水産業費

問（5） 一つ質問させていただきます。190ページの明治用水中井筋の改修工事ということで今のところ中電の送電線の跡を除いて、飛び飛びで工事が進んでいるわけですが、今後の工事の進捗状況を説明していただきたいと思います。

答（地域産業） 飛び飛びになっている今後のスケジュールということでございますけど、確かに中電の鉄塔がありまして飛び飛びということになりまして、去年は事業の計画を変更させていただいております。今後は、生活道路、橋の関係がありますので、そこを勘案しながらですね、順次進めて、できるだけ下流のほうから進めていきたいということを、県には聞いています。年度計画が27年までたっておりますので、概ねそれに沿ってやっていきたいということを聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

問（5） そうすると、27年度まではそんなに大きな変更はないと。工事変更。ということでいいのかな。もし大きな変更というのか、多少の説明が必要なら僕は地元のですね、町内会だとか、明治用水関係者にも説明が必要かと思っておりますけども、その辺よろしくお願いいたします。

答（地域産業） 年に一度、議員も御承知のとおり明水会さんと地元の町内会さんのほうには説明をさせていただいております。ですから、年度当初にはもちろんさせていただきますけど、昨年度もそうですけど、今年度もですね、その工事の変更があれば、その都度、御説明にあがっておりますし、また、業者さんのほうが決まればですね、詳細について改めてまた町内会長さんのほうには御説明にあがっておりますのでよろしくお願いいたします。

## 7款 商工費

問（1） 一点、補助金の関係です、201ページ高浜市信用保証料の補助金ですね、これ、昨年補正も組んで増額させていただいたと思うんですけども、今年もまた同じような状況でどれくらいまた、予算額を上回りそうなのか、その辺もちょっとお伺いしたんですけども。

答（地域産業） 20年度につきましては、平成19年度に比べまして件数で

2. 3倍、補助額で3.5倍でございます。推移には今年度どうかというお話なんですけど、推移は、件数的には同じように推移しております。額面的には若干、不足しておりますので12月補正を今、検討しております。

問（13） 202ページですね7款の1項2目、地域産業振興事業のところで、三州瓦リサイクル製品製造設備整備補助金というのが出ていますが、240万ですか、出ていますが、これ石川県の長谷川教授でしたか、結果が、問題ないというような結果が出たように思っているんですが、その活用内容をPRしないのかという点と、瓦のシャモットを活用できないのかという点、まずお願いします。

答（地域産業） 活用につきましては議員がおっしゃられたように、石川県の長谷川教授のところで農産物につきましては特に問題なく発育のほうも良好だという結論を得ております。それをもちましてデータがそろいましたので、PRとして冊子をつくりまして関係機関のほうには配らせていただいております。それとシャモットの活用でございますけども、それに基づきまして花器園芸とかですね、若干少ないですけど、JAさんのほうにですね、そういうものを卸させていただきます。

問（13） せっかく冊子ができても何ていいますか、農業関係だけじゃなしに、もっといろんなところにPRするために配られたほうがいいんじゃないかという気がいたしますが、その点と、ドミーの前とかサカキヤの前あたりずっと低木帯ですか、高木と低木が植わっていますが、路肩のところは肌色のあれがやっつてあるんですが、あればどういうものか、関係ないかもしれませんが、同じような感じを受けますのでついでに聞いておきます。

答（地域産業） 冊子の配布につきましては、愛知県陶器瓦工業組合のほうにそのように伝えておきます。

答（計画管理） 二点目のいわゆる、今、内藤委員おっしゃった部分でございますが、吉浜棚尾線、いわゆる碧南高浜環状線ですね、そこに低木帯のところはいわゆる草を生えない、防除するため、吸水率はありますけども、そういったものを県が試行的に施されておると思います。それについて私ども今、シャモットという話の中でですね、シャモットをそういった形で転用できないかと

部内でもそういう話題がありまして、そこら辺の部分少し使えるんじゃないかという、そのくらいの話はしております。

問（13） 204ページの4目いきいき号の問題ですが、刈谷総合病院や安城の厚生病院への相互乗り入れについての対策について、結果はどうなっているのかという点と、まずそこからお示してください。

答（市民生活主幹） いきいき号の路線の見直し等につきましては、高浜市地域公共交通会議というものを7月2日、要綱制定いたしまして、第一回の会議が本年9月16日に開いております。第一回の会議につきましては現状の課題の抽出ということでこちらのほう、委員の皆様にご説明をさせていただきました。今後につきましてこういった課題を抽出して路線を、どのようにしていったらいいものかどうかということ、検討を加えていきたいというふうに考えております。

問（13） 協議を始めたということだと思んですが、委員が何人かみえるようですが、委員は何人くらいみえてどういう方たちがなっていて、という点の取り組みの内容と伺いますか、状況をお示してください。

答（市民生活主幹） 委員の高浜市地域公共交通会議の委員の構成メンバーということでございますが、まず、バス事業者、それからタクシー事業者が1社ずつ、それと大きなその元となります、タクシー協会さん、バス協会さん、ともに1名ずつお願いをしております。また運転手の代表となる方、タクシーの運転手の代表となる方を1名、こちらお願いをしております。また、利用者の代表といたしまして町内会の代表者の方と利用者の代表者の方、2名、こちらお願いをしております。あと、交通会議で必要と認める者ということで6名の方をお願いしておりますが、例えばですね、大学の教授とか県道等の道路管理者の方等をこちら委員の方がお願いをしております。そして市の職員の方2名、合計で16名の方を委嘱しております。

## 8款 土木費

問（5） 211ページの人形小路設計業務委託ということで今までの計画からしてですね、どれくらいの進捗の状況なのか御説明をお願いしたいと思いま

す。

答（都市整備） 人形小路の整備状況でございますけれども、この事業につきましては、平成19年度に実施をいたしてございます、人形小路設計業務、これは基本設計でございますけれども、これに基づきまして市道呉竹八幡線等を20年度に委託のほうを実施してございます。人形小路の整備工事につきましては、昨日現地調査をしていただきました、市道駅学校線、これは吉浜の駅前から山田電気さんのところまでの区間約370メートルの工事の整備をさせていただいてございます。御質問の整備の状況といたしましては、人形小路の整備延長1,760メートルでございますが、これに対しまして、20パーセント、整備工事のほうといたしましては、20パーセントの状況となっております。

問（5） これは5年計画だったですかね。確かそんなようなこと伺ってはいますけど。当然、まち協であるとか、町内会さんであるとかですね、十分そういう人たちの御意見を組み入れての設計かと思えますけども、今後その変更の申し出だとか、そういう申し出は今のところないと考えてみえますか。

答（都市整備） この内容につきましてはですね、平成18年度に在宅長寿のわがまちづくりプラン調査策定業務におきまして、当時吉浜のまちづくり協議会の設立準備委員会でございますが、そちらのほうの委員会さんのほうにお聞きのほうさせていただきまして、こちらのほう策定をまとめてございます。それ以降、御要望とかですね、そういったものというのはまだ今のところ聞いてはございませんが、十分に話し合いがしておるというふうに理解をしてございます。

問（5） 217ページ港湾管理事業のですね、高浜ベイサイド計画改定業務委託ということで、今度、委員会の後に説明があると思しますので、その時また質問させていただきますけども、とりあえず、この委員会の設置及び運営補助ということでですね、委員会の設置の構成メンバーですね、構成メンバーの選出をどうされたのか説明をお願いしたいと思います。

答（政策推進） 本検討会のメンバーとしまして、高浜ベイサイド計画の本市の臨海部に特化した計画であることから、本市の活動しているNPO団体、そ

れとボランティア団体、民間企業者、商工会、臨海部の事業推進に関わっています、知立建設事務所、衣浦港務所さんがメンバーとして入っております。

問（５） その委員会においてですね、委員からそれぞれいろんな御意見、要望等があったと思いますが、十分に反映、十分とは言えないかもしれませんが、御意見をいただいて反映していると考えてよろしいでしょうか。

答（政策推進） 委員会の意見ですが、この作業中に、一応４回の作業部会を行いました。それとあと、現地見学と個別のヒアリングも行いました。その中で委員さんの反映というのが、できていると思います。ただ、一番重要な意見では、港が孤立しているのではないかという話がありまして、海のほうに来ていただけるようなものづくりをしてほしいということをおっしゃっていただきました。

問（５） ２２１ページの公園緑化費公園整備管理事業の中ですね、修繕料のトイレ、遊具、照明等がありますがその管理というのはですね、どのようになっているのか。まち協だとかシルバーにも委託している部分があるかと思いますが、この管理の状況をちょっと説明していただきたいと思います。

答（都市整備） 市内の公園ですが、港小学校区にございます３つの公園、それから吉浜小学校区にございます公園等９箇所、これにつきましてはそれぞれまちづくり協議会さんのほうで管理をしていただいております。その他の公園につきましては、今お話がございましたように、シルバー人材センターのほうで委託をしております。委託の内容につきましては、除草等とかですね、低木等の刈り込みとかですね、従来シルバーさんがやってみえたものをまちづくり協議会さんのほうにはお願いをさせていただいております。修繕料につきましてはですね、本当に最近いたずら等も多いんですけども、そうした施設の損傷劣化による損傷等に対応するために支出のほうさせていただいておりますので、そういった管理されていく中で、その中で対応できないものを修繕料とさせていただいて、こちらのほうが対応させていただいております。

問（５） 特に公園のほうですね、修繕があつたりですね、それから使用禁止ということになっておるわけですが、この今の現状と対策というのは前も少し質問させていただくことがありますけども、その現状ですね、修理点検、

点検が年間何回だとか、そういうようなことが委託されていたと思いますけどもその現状をちょっと説明願います。

答（都市整備） 遊具の管理につきましては、毎年安全検査これは、年2回やっております。今年でございますと、6月にやっておるんですけども、それとあと保守点検のところで毎月点検のほうさせていただいております。維持管理の考え方といたしましては、定期点検による施設の維持管理を実施を委託の方業者にさせていただきまして、その点検報告に基づいて施設の更新を行わず、部分補修等というものを今まで実施してきたのが現状でございます。ただ、最近ご案内のとおり、劣化等もかなりひどくなってきてまして、8月のときの臨時会の際に補正ということもお願いをした経緯もあるんですが、そうした中でですね、やはりもう部分補修では対応できないというようなものにつきましては、更新等を検討していく中で進めていきたいというように今考えてございます。対応といたしましては、現地のほう行っていただくとよくお分かりになると思うんですが、張り紙等で使用禁止とかそういったものの周知のほうさせていただいております。ただ最近、そういった張り紙等をして、すぐそれをまた張り紙をはがされてしまうというようなこともございまして、また一時的に使用禁止をしている中で、使用禁止をしているにもかかわらず、さらにまたいたずらをされるとというようなことも、特にこれはトイレのほうでよく発生をしているんですが、そうした場合にはもう完全に使用できないというような対応をしているトイレもございます。

問（5） 具体的に言いますと、丸畑公園なんかですね、遊具が使用禁止になっておりました。たぶん、7月の初め頃から9月中ごろですかね、撤去されたということで、我々の市民感情からいきますとですね、夏休みというのは、公園で子どもが遊具を使って楽しく遊ぶという中であってですね、この期間中に限って使用できないと。夏休み中に。ということをお考えますとですね、なんとかその予算措置も含めてですね、7月頃までに定期検査、使用禁止を解除してですね、新しい遊具に変えるとかですね、修繕を行うとかですね、そういうことができないのかどうか、その辺、問題点があるのか。なければですね、そういう配慮をしてほしいなとそう思っておりますが。

答（都市整備） 遊具につきましては、当方といたしましても、これは子どもが遊びを通して、心身の発育、発達や自主性、創造性、社会性などを身につけるために利用することを目的としているものでございます。そういったものに鑑みましてですね、御指摘のとおり一番使用頻度が高い夏休みと、たまたま今年の場合につきましては、その6月の安全検査を踏まえた中で修繕等のものを計画をしてまいりましたものですから、それが少額というか、すぐに対応できるようなものでございましたら、すぐ対応はさせていただくんですが、やはり遊具となってきますとかなり金額のほうもかかってございます。そうしていく中では、手続きといたしまして、やはり見積り徴収をしたりとか、その中でその開札をしたり、そういったものの手続きを踏む期間がどうしても必要となつてございますので、結果としてたまたま今年の場合は、その夏休み期間中に入ってしまったということで利用者の方には多大なご迷惑をおかけしたということはこちらのほうも重々承知してございまして深くお詫びを申し上げたいというところでございます。御指摘のとおり、来年から、この一番大事なその夏休み期間を有効に活用できるように、そういうような前倒しというか、そういったような手続きで進めていきたいというふうには考えてございます。

問(10) 219ページ負担金で衣浦豊田道路建設推進協議会がありますが、この協議会は名前のとおり建設の推進を目的に活動されておるかと思いますが、その活動内容と本市の立体事業の状況についてお聞きします。

答（計画管理） 衣浦豊田道路建設推進協議会、委員おっしゃいましたとおり名のごとく建設を推進するための協議会でございます。本市を含めまして、豊田、安城、刈谷、知立と碧南も入りまして6市で構成をしております。活動の主な状況でございますけども、国交省、国土交通省ですね、それから財務省、それから国の出先機関でございます、中部地方整備局等々にですね、陳情活動、要望活動を行っておると。それだけではなくて、事業を通して近隣市で意見交換、そういったこと等も行っております。それからそういったことが一つの結果だというふうに私ども考えておりますが、協議会の活動結果いわゆる渋滞緩和解消のための高浜立体という事業に繋がっておるんではないかというふうに考えております。それで事業の進捗でございますが、この間、先日ですね、地

域のほうに配りました情報提供ということでパンフレット等を議員各位にお配りをしておるわけですが、今年度ですね、たぶん11月の中下旬くらいになると思います。衣浦大橋の交差点のところから碧南市側で一応5基の5脚のですね、下部工といいまして、橋を支える部分の工事に入っていくというふうにお伺いしております。

問（8） 218ページ、8款2項1目の都市計画マスタープランのところなんですけど、これマスタープランそのものではなくて昨年の3月に予算のときにそれと平行して緑の基本計画の策定業務がありましたけど、このことが載ってきていないんですけど、これは何か理由があって載ってきていないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

答（計画管理） 今の御質問の件で、緑の基本計画いわゆる緑のマスタープランでございますが、昨年度一応予算をつけていただいて、事業は委託事業ということで着手しております。しかしですね、愛知県のこれは上位計画ということで広域の緑の基本計画という計画がございますしてその計画との整合をとるためにですね、実は3月のときに繰越の手続きをさせていただいております、今目下事業を進めておる状況でございますのでよろしく願いいたします。

問（8） それは21年度に策定されるということでしょうか。

答（計画管理） 一応、昨年と今年ということで21年度中には基本的な考え方等々をまとめていきたいと思っております。

問（13） 206ページと言いますか、入札に関して資料請求していただいたんですが、最高落札率が100パーセントということで、最高落札率の事前公表を今やってみえるんですが、見直す時期に来ているのではないかと考えていますが、その点でどうなのかということ、それから219ページで街路計画事業、これは名古屋浜松というと思うんですが、道路推進協議会8万円、これはどのような活動をしているのか、どのような内容のものなのかお示してください。

答（契約検査） 事前公表、予定価格の事前公表等につきましては、現在のところ工事及び委託のコンサルにつきましては、事前公表をしております。見直しにつきましては地域の入札契約等の状況を勘案いたしまして、検討してまい

る考えをもっております。

答（計画管理） ただ今、名浜道路の協議会の件についての御質問でございますが、この道路推進協議会のほうですけれども、いわゆる知多地域と西三河東西ですね、東西西三河地域の9市7町でこの協議会を組織しております。これは起点がですね、ちょうど常滑市、いわゆる中部国際空港のところから衣浦湾を渡りましてですね、三河の海岸近くと申しますか、表現が非常に難しいですけども、そこをずっと通りまして蒲郡まで行き着くルートの道路計画でございます。これはご存知の通り、地域高規格道路ということで地域の連携だとか道路の機能をですね、最大限活かすためのネットワーク道路ということになってございます。この協議会の活動内容といたしましては、先ほどもちらっと衣浦豊田線のほうでお話をしておりますが、やはりまだこの計画道路区間で一部の区域だけが調査区間ということで、まだまだ事業としては進んでおりません。そうしたことから中央へ道路の必要性を訴えるだとか、それから事業に関するですね、陳情というか内容をですね、細かにお話をしていっておるということでございます。一つ加えておきますけれども、これ、市、各自治体だけではございませんで、いわゆるその関連しています、商工会と商工会議所ですか、その部分も15年に同じような経済団体の組織をつくられておりますので地域が一体となってこの道路を支援していくという形でやっております。

問（13） これ建設促進事業ということだと思っておりますが、高浜は実際にはこの中には入っていませんし、伊勢湾口道路と同じように大型公共事業の類に入ると思っておりますね、これ脱退すべきだと思っておりますが、市長の見解を求めたいと思っております。

答（計画管理） 今のお話でございますが、この道路自体、先ほども縷々申し上げておりますが、道路というのは必ず繋がってですね、地域間連携だとかネットワークだとかそれから交流機能だとかいろんな要素を備えてございます。現に衣浦豊田線等々できましてですね、豊田へのアクセスというのは非常に早くなりました。そういったことから、この名浜道路につきましてもですね、最終的にはいわゆるそういった高規格道路がですね、ネットワーク上で結ばれてという形のことを考えておりますので、高浜市としてはしばらくの間はきちん

と支援して協議会のほうに入会していきたいというふうで考えております。

問（13） 高浜としては一緒にやっていくというお話ですが、これもね、大型公共事業の類に入るわけでこういうのに推進協議会に入っているということが、やっぱり地域の自治体から応援しているんだということになりますので、ぜひこれは脱退を求めたいと思います。これについては、9市7町が参加しているというふうにお聞きしましたが、この現在出ていますルートも確定したのではなくて推進協議会、経済連合会としての要望案だということになっていますがこういうものをどんどんつくって、大型公共事業を広げていくというか、拡大していくということが、日本の赤字をどんどん増やしていく元にもなりますので、ぜひ脱退されるように求めたいと思います。それから223ページの6項1目、借上公共賃貸住宅、これ総括質疑で話が出ましたのであんまりやりませんが古い住宅っていうのか、一番古い住宅はどこなのかということ、家賃はいくらなのかということ、まずお示してください。

答（市民生活主幹） 主要成果223ページの借上公共賃貸住宅賃借料で一番古いものということでございますがセンチュリー21でございます。家賃につきましては6万8,700円が3棟、6万8,600円が1棟、7万5,400円が1棟でございます。

問（13） これの現在17戸空いているというふうには聞いていますが、大家さんと相談してといたしますか、協議して家賃を下げてくださいような相談ができないのかどうかその点、お示してください。

答（市民生活主幹） 家賃の値下げにつきましては、総括質疑の中でも御回答させていただきましたが、現在入居されている方とのバランスをどうやっていくかという課題もございますので慎重に対応していきたいと思っております。

## 9款 消防費

問（10） 228ページの訓練に関する事業でございます。（2）の支出額641万5,200円が全体で書いてありますが、訓練内容によって委託料が変わってくるかと思いますが、どのような方法で計算されておられるか教えていただきたい。

答（生活安全） 主要成果 228 ページの訓練に関する事業の中の委託料の積算根拠でございますが、まず、訓練につきましてはですね、消防団、非常に多くの訓練をやっております。分団訓練、幹部訓練、本団訓練、機関訓練、新入団員訓練、非常召集訓練、操法特別訓練、それからラップ訓練、水利点検、器具の手入れ、体力錬成訓練とこういったような訓練を年間を通じてやっておるわけですが、これに対しましてですね、各分団あたり一回の訓練につきいくらというような形で個別にですね、積み上げ方式で積算をさせていただいております。

問（10） これはどの程度の2、3年で見直すのか、5年で見直すとか10年で見直すとかそういうあれはございますか。

答（生活安全） 見直しにつきましてはですね、訓練の状況とか社会状況等の変化によって見直しをしていきたいというふうには考えておりますが、最近は金額的な修正は行っておりません。

問（10） 金額的な修正は行っておらないとうことで、消防団も一生懸命やっておられるわけでございますので、どうか一つ明るい希望が持てるような金額等にしてやっていただけると、と思いますのでよろしくお願いします。

委員長 それではここで御諮りをしたいと思いますが、審査の途中ですけども、本日の審議はこれをもって打ち切りとし、明日7日、午前10時より再開したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

散会 午後4時50分